

横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン

# 青葉区まちづくり指針

---

【改定の間案】

平成27年6月

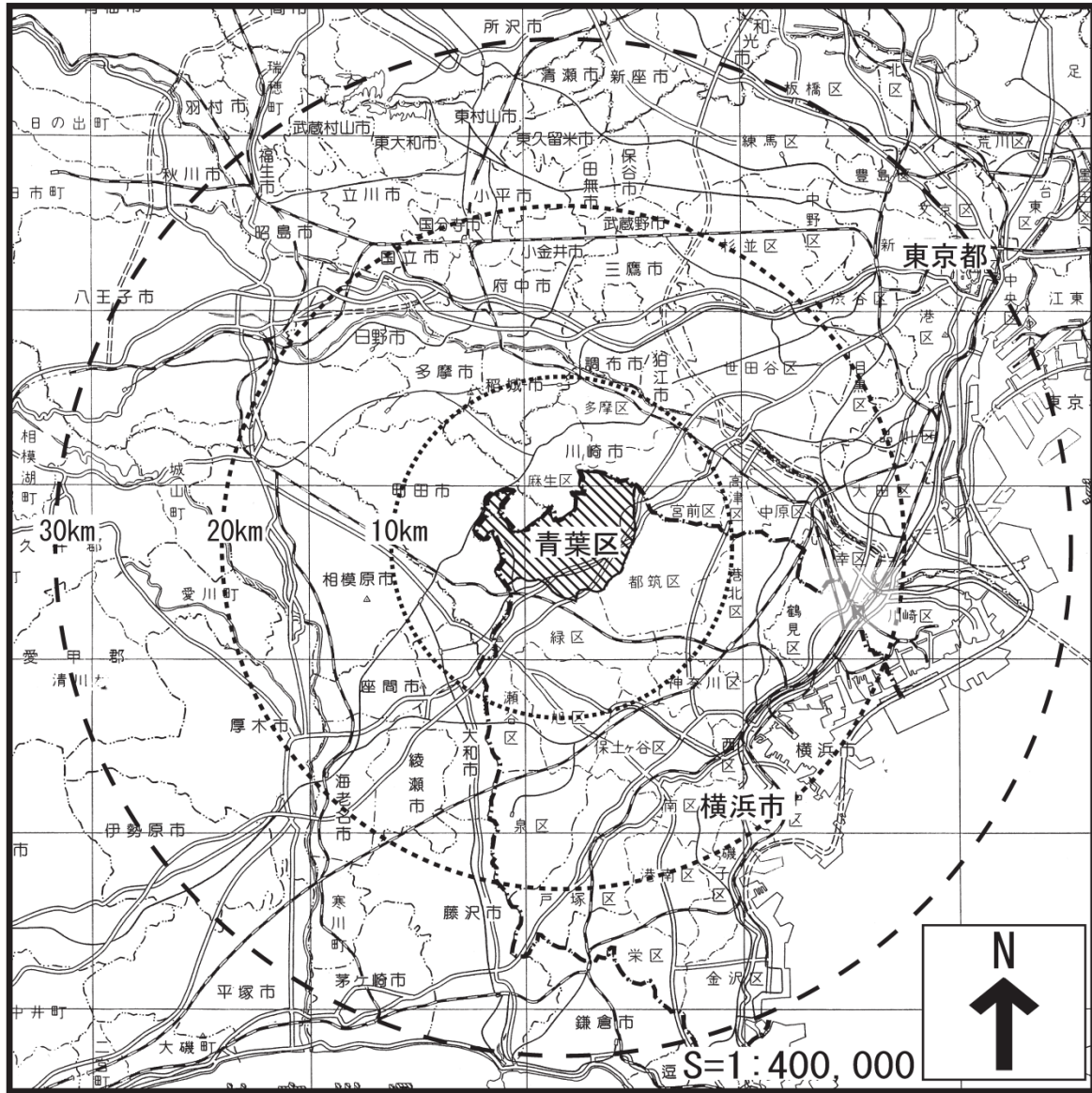
横浜市青葉区役所・都市整備局

# 目次

序章	青葉区まちづくり指針について	1
	1 まちづくり指針の意義	1
	2 平成27年度 改定の基本的な考え方	2
第1章	青葉区のまちづくり	7
	1 青葉区の概況	8
	2 まちの変遷	17
	3 市の全体構想における青葉区の位置付け	19
	4 まちの特性とまちづくりの特徴	22
	5 まちづくりを取り巻く状況	26
	6 まちづくりの課題	30
	7 まちづくりの理念	31
	8 まちづくりの視点	31
第2章	青葉区の将来都市像	34
	1 将来都市像	34
	2 将来都市構造	34
第3章	テーマ別まちづくり指針	37
	1 住宅地及び拠点づくり	38
	2 交通ネットワークづくり	47
	3 水と緑の環境づくり	52
	4 暮らしを支えるまちづくり	56
	5 安全・安心なまちづくり	59
	6 魅力と活力のまちづくり	61
第4章	実現に向けて	64
	1 まちづくりの主体と役割	64
	2 青葉区まちづくり指針の具体化と充実	66
前	「青葉区まちづくり指針」の達成状況	68
■■■	用語集 ■■■	77

※掲載している図表については、平成27年4月時点のデータに基づいています。今後、データに変動があった場合には、適宜修正します。

<青葉区の位置図>



# 序 章 青葉区まちづくり指針について

## 1 まちづくり指針の意義

横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン「青葉区まちづくり指針」（以下「指針」といいます。）は、青葉区における身近な地域のまちづくりを対象とし、区が将来目指すべき都市像とその実現のための方針を示したものです。

指針は、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられています。都市計画とは、都市づくりやまちづくりが目指す、まちの在り方を具体化するために土地利用を規制・誘導することや、道路や公園などの基盤施設としてまちづくりに必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るものです。「都市計画マスタープラン」は、この都市計画の方針となります。横浜市都市計画マスタープランは、横浜市域を対象とした「全体構想」（平成 25 年 3 月決定）と「地域別構想」により構成されており、指針は青葉区区域を対象とした地域別構想となります。指針は「全体構想」を前提とするとともに、区民からの多様な提案を踏まえながら、中長期にわたるまちづくりの目標となるよう、平成 47（2035）年頃の区の姿を想定し、まちづくりの方針を示すものです。

指針は、次に述べる方法により策定及び改定されたものであり、区民に広く共有され、この指針に基づいて、それぞれがまちづくりに積極的に参加することをねらいとしています。土地利用の規制・誘導や道路・公園などの基盤整備など、法定の都市計画だけでなく、都市計画に関連する環境、コミュニティ、防災などの区民生活に関する事柄についても記載しています。

## 2 平成27年度 改定の基本的な考え方

### (1) これまでのまちづくり

#### ① 前指針の策定

指針は、平成14年に策定された「青葉区まちづくり指針」（以下「前指針」といいます。）を改定したものです。前指針は、次のとおりの過程を経て策定されました。

#### ○ 青葉区プラン策定委員会の開催

前指針の素案を作成するにあたっては、区内の各種団体代表や学識経験者で構成される青葉区プラン策定委員会（以下「策定委員会」といいます。）を設置し、素案の検討を行いました。策定委員会においては、区民の自主的な集まりである青葉区民まちづくり会議（以下「区民まちづくり会議」といいます。）からの提案である青葉区民まちづくり企画（以下「区民まちづくり企画」といいます。）の説明を受けるなど、区民の意見が可能な限り前指針に反映されるよう、検討を進めました。

#### ○ 区民まちづくり会議の開催と区民まちづくり企画の作成

前指針の素案を作成するに際し、区民による多様な提案を反映させるため、公募によるスタッフ約60人を中心に区民まちづくり会議を設置しました。区民まちづくり会議では、自主的な運営のもと、スタッフ会議や自由参加のテーマ別会議を行うとともに、案の発表と意見募集を経て、区民まちづくり企画が作成されました。

#### ○ ホームページによる広報とまちづくり掲示板の設置

広報よこはま青葉区版による広報の他に、区のホームページにおいて適宜情報を提供するとともに、区民が自由に意見を書き込めるまちづくり掲示板を設け、区民の意見交換の場としました。

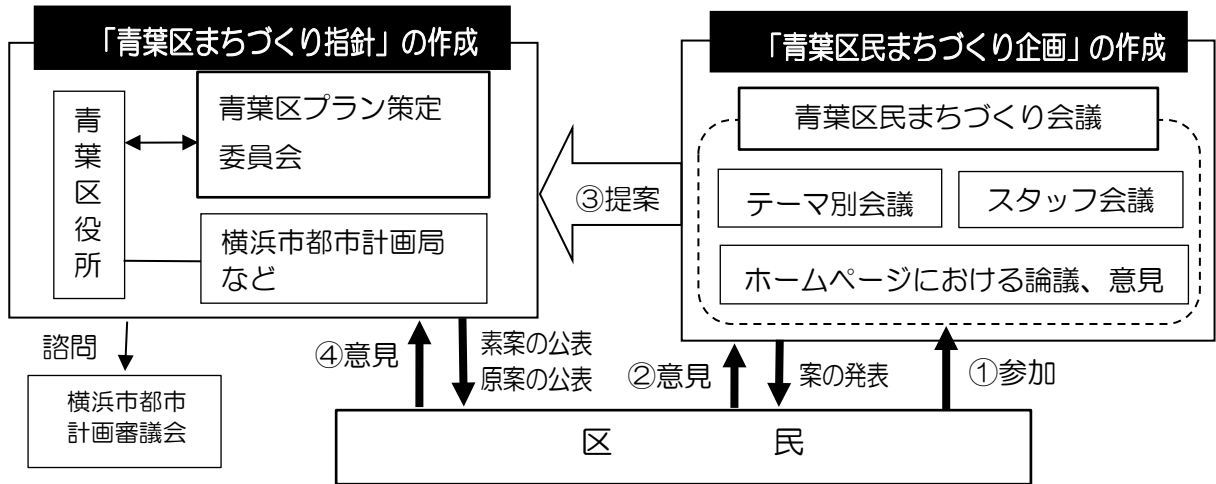
#### ○ 区民まちづくり企画との関係

区民まちづくり企画は、前指針に対する提案として、区民まちづくり会議が約9か月にわたる検討を経て作成したものであり、前指針の策定の際には極力反映するように努めました。

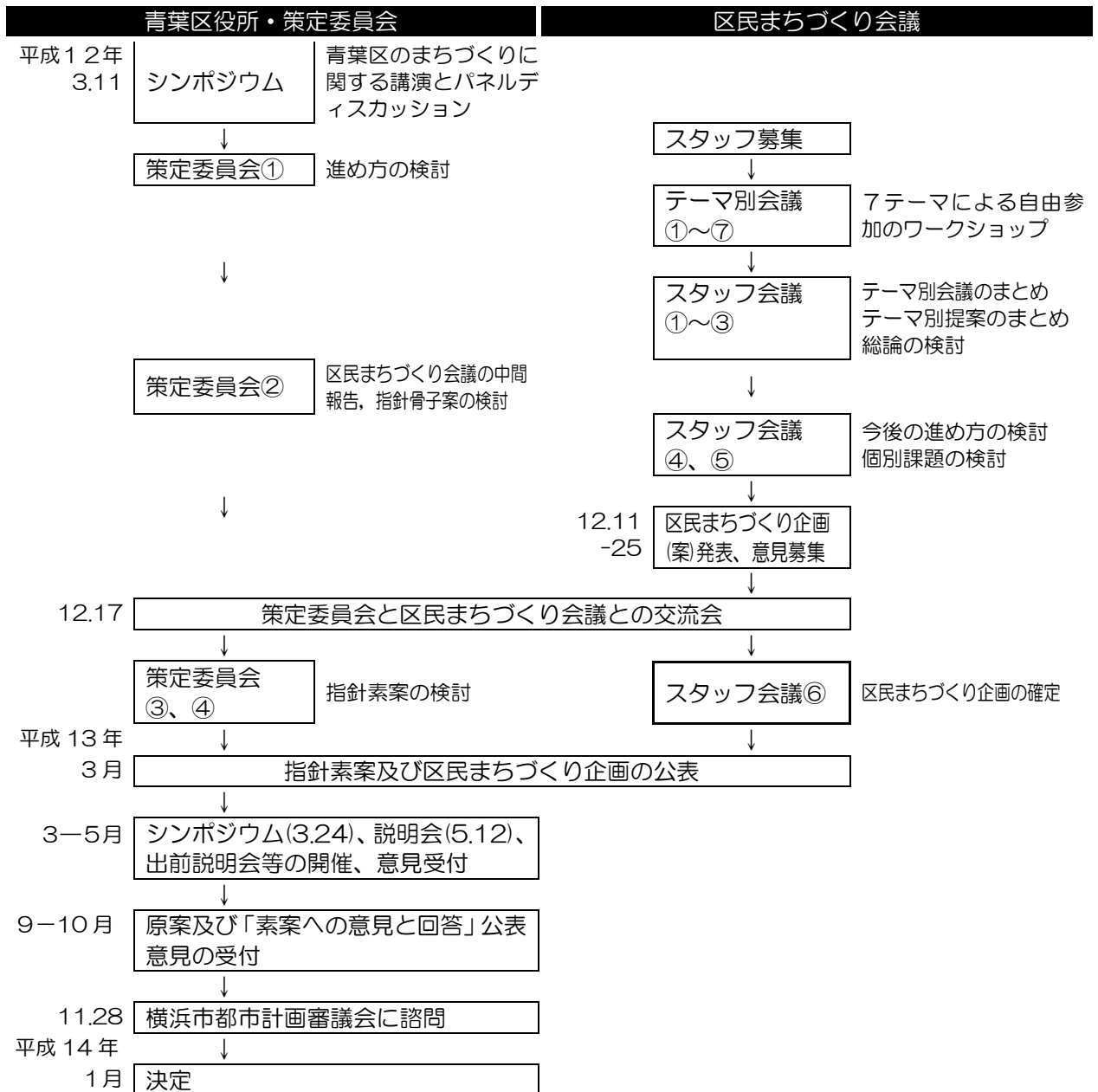
前指針の掲げるまちづくりの理念「『次世代に引き継ぐまち』づくりを目指す」という考え方については、区民まちづくり企画の提案を受けたものとなっているのをはじめ、前指針は区民まちづくり企画を構成する基本的な考え方のいくつかを取り入れています。また、具体的な提案のうちで当時は制度として確立されていなかったものについては、その考え方を方針として解釈して反映することに努めました。

区民まちづくり企画は、前指針の素案と併せて公表するとともに、前指針が確定された後にも、その策定に関する参考図書として公表しました。

＜前指針策定に関わった組織＞



＜前指針の策定経過＞



② 前指針の概評（詳細は巻末の「前『青葉区まちづくり指針』の達成状況」を参照）

前指針では、これまでの青葉区のまちづくりを生かしながら、次代を担う子どもやその親の世代にとって魅力のあるまちを維持・創造すること、いつの時代にあっても様々な世代がバランスよく居住し、活力ある地域社会をつくる必要があるとの考えのもと、次の3つの視点から、良好な住環境が維持されているこのまちを誇れるものとして次世代に引き継ぐまちづくりを進めてきました。

○ まちの活力を維持するために多様な世代が集うまちづくり

たまプラーザ駅周辺では商業施設や駐車場、駅前広場の整備、あざみ野駅周辺では駅前広場の再整備やアートフォーラムあざみ野の整備、青葉台駅周辺では渋滞緩和対策として青葉台交差点の右折レーンの設置など、拠点づくりが進められました。

交通ネットワークづくりでは、都市計画道路や駅前広場の整備、バス等の身近な交通の利便性向上、歩行者の安全確保、駅のバリアフリー化等が進められました。

暮らしを支えるまちづくりとして、区内の橋梁等の公共施設の耐震化や1時間当たり降雨約50mm対応等の内水・治水整備、スポーツのできる谷本公園の一部整備、コミュニティハウスや地域ケアプラザの整備が進められました。

しかし、それぞれ部分的な整備にとどまっているため、区全体に渡る整備を今後も進める必要があります。

○ 水と緑の環境を維持・発展させるまちづくり

特別緑地保全地区への指定による樹林地の保全のほか、農地の保全、川の流れや周辺の農地を身近に感じられ、自然体験や農体験のできる場の整備、公園の整備が進められています。また、雨水浸透施設の設置促進により、水循環を保ち、水害の抑制が図られています。

今後も前指針に基づく水と緑の環境づくりを区全域に渡って進めていく必要があります。

○ 魅力的な街並みを維持・発展させるまちづくり

地区計画や建築協定等のまちのルールによるまちづくりを進める地区は増加しています。平成17年には、市民と市が協働して安全で快適な魅力あるまちを実現していくことを目的とした「横浜市まちづくり推進条例」が制定され、区内では1か所、この条例に基づくまちづくりルールが認定され、まちづくりを進めています。また、平成19年には青葉区役所内に18区で唯一まちのルールづくり相談センターが設置され、地域に近い場所でルールづくりやルール運営の支援を行う体制が整いました。

街路樹診断の実施やリニューアル工事等により、街路樹の安全性を確保しながら保全を図っています。

今後も良好な住環境の維持を図る上で、まちのルールを運用するとともに、他の地域でもまちのルールづくり等を進めていく必要があります。

## (2) 改定における基本的な考え方

### ① 背景

前指針の策定以降、指針に基づき、前述の概評のように青葉区のまちづくりが進められてきました。

その後、前指針の策定から現在に至るまでの間に「横浜市都市計画マスタープラン」の上位計画である「横浜市基本構想」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに関連計画である、「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜市住生活基本計画」、「横浜都市交通計画」などの策定及び改定が行われました。また、日本全体として人口減少や超高齢社会が到来するなど社会経済状況の変化、地球温暖化問題や区民の価値観の多様化に伴う多様なライフスタイルへの対応などまちづくりを取り巻く状況が前指針策定時から変化してきています。

今後の青葉区のまちづくりを進めていくにあたっては、これらの状況を踏まえ、青葉区の将来像を描き、時代に即応したまちづくりを進めていく必要があることから、青葉区まちづくり指針を改定しました。

### ② 経緯

指針の改定にあたっては、前指針策定時に集まった「区民まちづくり会議」のスタッフを含めた区民や区民団体からご意見をいただきながら、素案づくりを進めました。

平成 25 年度

- ・ 区民意見の把握（区民意識調査等）

↓

平成 26 年度

- ・ 区民意識調査や広聴からの意見の整理
- ・ HP に意見投稿フォームを掲載（6月）
- ・ NPO 法人横浜青葉まちづくりフォーラムからの提言（9月）
- ・ 説明会の実施（10月）
- ・ 青葉区民会議からの提言（1000人アンケートの結果）（12月）
- ・ 青葉区まちのルールづくり連絡会における指針の説明（1月）

↓

平成 27 年度

- ・ 青葉区まちづくり指針改定の中間案の公表、説明会の開催、区民意見募集

↓

↓

改定

### ③ 改定の考え方

前指針は、『次世代に引き継ぐまち』づくりを目指すことをまちづくりの基本理念とし、まちの活力を維持するために多様な世代が集うまちづくり、水と緑の環境を維持・発展させる



まちづくり、魅力的な街並みを維持・発展させるまちづくりをまちづくりの視点とし、拠点及び住宅地づくり、交通ネットワークづくり、水と緑の環境づくり、暮らしを支えるまちづくりをテーマ別まちづくり指針としてまちづくりを推進するものとしています。

今後の青葉区のまちづくりを進めていくにあたっては、これまでの青葉区のまちづくりを基本とし、

- ・将来の人口減少や超高齢社会などの社会経済状況の変化への対応
- ・上位計画や関連計画との整合性
- ・子どもから高齢者までの全ての世代に魅力的なまちとなるよう新たな魅力の創出
- ・鉄道駅を拠点とした新たな魅力づくり
- ・鉄道駅から離れた住宅地の生活利便性の維持・向上
- ・安全安心な防災まちづくり
- ・地球温暖化対策とヒートアイランド現象への対応

などについて追加・修正等を行っています。

現在の青葉区の人口規模を維持し、時代に即応した魅力的なまちづくりを進めるよう改定を行いました。

なお、構成や記載方法については、前指針を基本としつつ、横浜市都市計画マスタープランとしての一体性や分かりやすさを向上させるために、一定の統一を図っています。



































































# 第3章 テーマ別まちづくり指針

この章では、将来都市像を実現するため、「住宅地及び拠点づくり」「交通ネットワークづくり」「水と緑の環境づくり」「暮らしを支えるまちづくり」「安全、安心なまちづくり」「活力と魅力のまちづくり」に関する指針を示します。

テーマ別まちづくり指針の各項目が、第1章で掲げた5つのうち、どの「まちづくりの視点」に対応するかは、次の表のとおりです。

表：「テーマ別まちづくり指針」と「まちづくりの視点」の対応

テーマ別 まちづくり指針	まちづくりの視点			安心で環境にやさしいまちづくり	
	まちの活力を維持するために多様な世代が集うまちづくり	(1) 多様な世代に魅力的なまちづくり	(2) 水と緑の環境を維持・発展・創造させるまちづくり	(3) 魅力的な街並みとコミュニティを維持・発展・創造させるまちづくり	(4) 安心して暮らせるまちづくり
<b>1 住宅地及び拠点づくり</b>					
(1) 土地利用	●	●	●		●
(2) 住宅地づくり	●		●		
(3) 地域の拠点づくり	●				
(4) きめ細やかなまちづくり	●		●		
<b>2 交通ネットワークづくり</b>					
(1) 道路網				●	●
(2) 公共交通網	●				●
(3) 歩行者・自転車空間のネットワーク化	●		●	●	
(4) 道路・交通機関のバリアフリー化	●			●	
<b>3 水と緑の環境づくり</b>					
(1) 緑の拠点		●			●
(2) 水と緑の軸		●			●
(3) その他の市街化調整区域内の樹林地、農地		●			●
(4) 市街地内の自然的環境		●	●		●
(5) 緑のネットワーク		●			
(6) 水循環の再生		●		●	●
(7) 市民活動のネットワークづくり		●	●		
(8) 生物多様性		●			●
<b>4 暮らしを支えるまちづくり</b>					
(1) 身近な施設づくり・機能の導入	●		●		
(2) 環境と共生するまちづくり		●			●
(3) 地域情報化の推進	●		●		
<b>5 安全、安心なまちづくり</b>					
(1) 災害に強いまちづくり				●	
(2) 地域の防災まちづくり				●	
(3) 地域の防犯まちづくり				●	
<b>6 魅力と活力のまちづくり</b>					
(1) 景観づくり		●	●		
(2) 青葉区の特徴を生かしたビジネスや雇用の場の創出と住民活動づくり	●		●		
(3) 歴史やまちの記憶による魅力づくり	●		●		



# 1 住宅地及び拠点づくり

バランスのとれた地域社会やまちの活力を維持するために、まとまりある土地利用を基本として、多様な世代に魅力的な住宅地づくり及び拠点づくりを進めます。

計画的に形成された住宅地をはじめとして、今ある住宅地をさらに魅力あるものとするため、地区計画の活用など地域の実状に即したきめ細かな住宅地づくりを進めます。拠点づくりでは、多様な世代に対して魅力的な機能集積を図ります。

また、新たな住宅需要や既成市街地の再整備の必要などに対しては、地域の状況に合わせた土地利用を検討し、周辺的环境にも配慮した計画的な土地利用を誘導します。大規模な用地等の土地利用の転換にあっても、地域特性や地域住民の意向に配慮した適切な土地利用を計画的に誘導します。

## (1) 土地利用

基本的には現在の土地利用規制を継承し、農地や樹林地等の自然的土地利用をはじめ、住居系、商業・業務系の土地利用それぞれをまとまりとして適切に配置し、それぞれの機能の保全・向上・集積を図ります。

### ① 住居系地域・・・豊かさが実感できる良好な住環境の維持された住宅地

計画的に開発された住宅地は低層住宅を中心とし、中高層住宅については周辺の低層住宅への影響に配慮しながら計画的に良好な環境を維持するようにします。

住宅地内の主要な地域道路の沿道では、戸建てあるいは集合住宅を中心とし、小規模な店舗や事務所などと共存した土地利用を進めます。幹線道路沿道では住環境に配慮しながら、商業・業務などとの共存を図り、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を進めます。

### ② 商業・業務系地域・・・市民生活利便性向上のための拠点整備

青葉台駅、たまプラーザ駅など各駅周辺などでは、各地域の特性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、中高層集合住宅などの共存を図ります。

また、各駅周辺には生活拠点としての商業・業務・住宅等の機能向上を図るために地区計画等の活用とあわせて土地利用を検討し、利便性の向上を図ります。

工場や研究施設などにおいては、敷地外周に緑地帯を設けるなどにより、周辺の住宅地等への影響に配慮した土地利用を図ります。

### ③ 自然的土地利用を中心とする地域・・・自然的環境の保全と魅力ある自然的環境の創造

青葉区北部および西部を中心としたまとまりのある樹林地などについては引き続き市街化調整区域とし、特別緑地保全地区や市民の森などの制度を活用し、積極的に保全するとともに、自然的環境とのふれあいの場として活用します。また、鶴見川（谷本川）、恩田川周辺等の農地についても、原則として現在の市街化調整区域として市街化を抑制することを基本とし、農業振興地域や農業専用地区により良好な農地としての保全を図ります。

## (2) 住宅地づくり

良好な住宅地及び住環境を維持・創造するために、住宅地等の種類それぞれにあった整備

指針を基本として、住宅地づくりを進めます。また、横浜市においては用途地域と連動して高度地区が定められていますが、指針においてもこれを踏襲して建物の最高限高度の基本方針を示しました。

《住宅地等の種類と整備指針》

[住居系地域]

① 低層住宅を中心とする地域

【対象】

低層住宅地として土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地で、現在低層住宅が立地している地域、あるいは駐車場など他の目的で利用されている地域

【整備指針】

現在の良好な住環境を保全・育成します。住宅の建替えなど整備にあたっては周辺環境に調和した住宅地づくりを進め、それぞれのまちの特徴を活かした個性豊かな街並みを創出します。敷地にゆとりがあり緑豊かな環境を整備するため、敷地の細分化や用途・形態の混在を防止します。また、住民の年齢構成のバランスを維持するため、二世帯住宅などの多様な住宅により、バランスの取れた地域社会を形成します。

＜建物の最高限高度……10m または 12m＞

② 中高層住宅を中心とする地域

【対象】

中高層住宅地として土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地で、現在中高層住宅が立地している地域、あるいは駐車場など他の目的で利用されている地域

【整備指針】

現在の良好な住環境を保全します。また、建替えなど整備にあたっては住宅の質及び住環境を向上させるよう誘導するとともに、周辺の住環境への影響を考慮した住宅地づくりを進めます。

＜建物の最高限高度……15m＞

③ 中高層住宅地に店舗・事務所が共存する地域

【対象】

中高層住宅地として土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地で、現在中高層住宅と店舗や事務所が共存して立地している地区、あるいは駐車場など他の目的で利用されている地域

【整備指針】

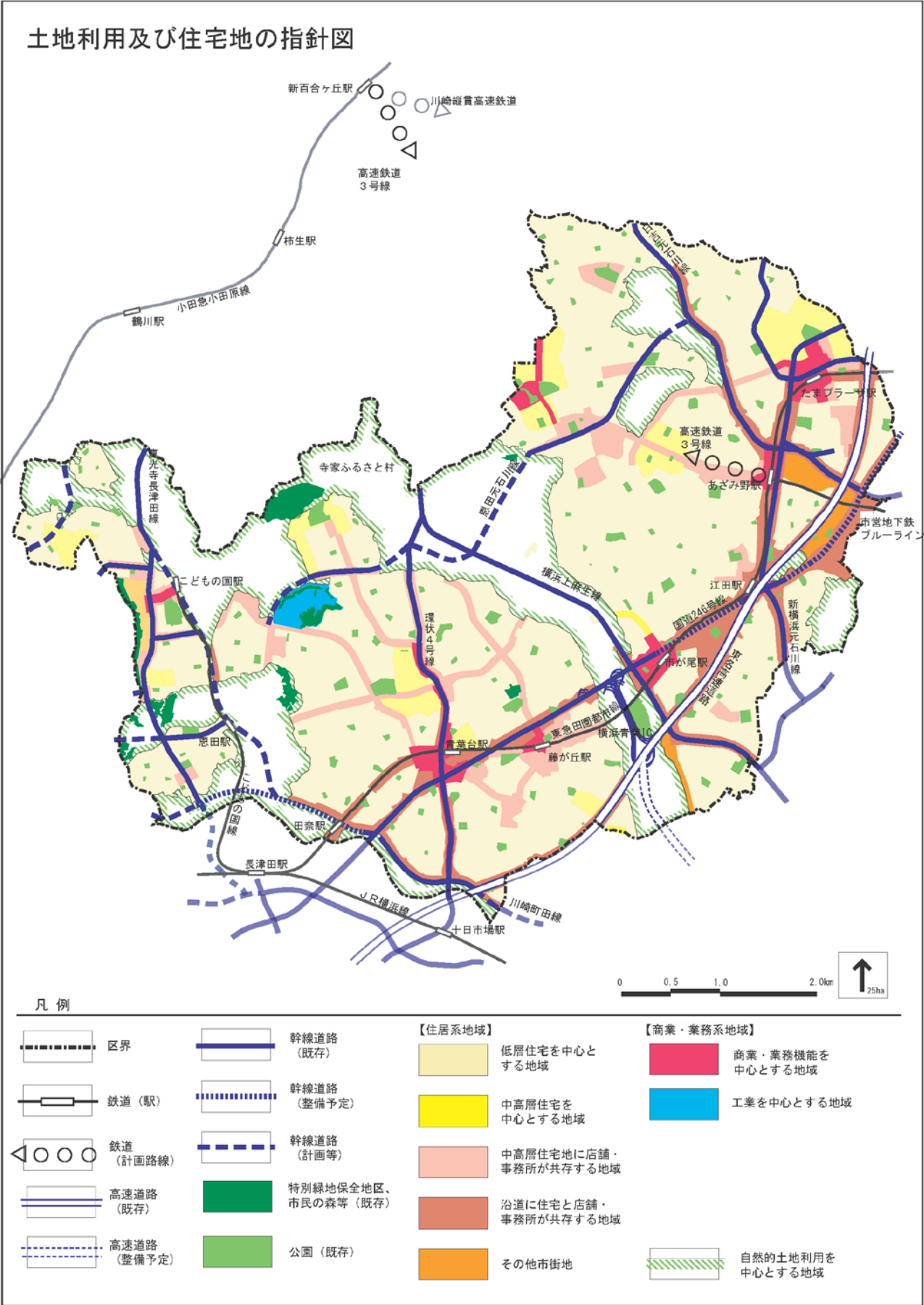
現在の良好な住環境を保全しながら、商業・業務などの利便施設と住宅の共存を図ります。商業・業務など利便施設が新たに立地する際には、現在の住環境を維持するとともに、日常生活の利便性が向上するよう誘導します。

＜建物の最高限高度……15m＞

④ 沿道に住宅と店舗・事務所が共存する地域

【対象】





### (3) 地域の拠点づくり

都市活動の拠点となる生活拠点では、駅ごとの駅勢圏の大きさや機能の広域性に配慮し、市街地環境設計制度や地区計画等のまちづくり手法を活用し、土地を高度利用しながら、地域の特徴を活かした個性ある生活拠点づくりを進め、多様な世代に対する魅力を創出します。

青葉区では鉄道が区端を通っていることから、鉄道駅から離れた住宅地における日常生活の利便性を向上し、良好で持続可能な住宅地の形成を図るため、(仮称)生活支援拠点づくりを進めます。

#### ① 駅勢圏が大きい生活拠点

##### ○ たまプラーザ駅周辺

区北部地域における鉄道及びバス交通の要衝としての交通利便性を活かし、駅周辺の大規模施設や商店街など既存商業の機能強化を図りながら、規制・誘導的手法等により、商業・業務・文化機能の集積を中核とした賑わいと回遊性の高い、広域的な集客力を持つ拠点づくりを進めます。

##### ○ あざみ野駅周辺

区北部地域における鉄道及びバス交通の要衝としての交通利便性を活かし、駅周辺の土地利用について検討するとともに、規制・誘導的手法等により商業・業務・文化機能の集積を中核とする拠点づくりを進めます。特に、市北部における文化活動の拠点であるアートフォーラムあざみ野や山内図書館等の既存公共施設の連携による文化の薫るまちづくりを進めます。

また、高速鉄道3号線(市営地下鉄ブルーライン)延伸による交通利便性の向上を活かし、特色ある商業集積の形成を図ります。

たまプラーザ駅からあざみ野駅にかけては、連続的なにぎわいを創出し、区北部の中心としての拠点づくりを進めます。

##### ○ 江田駅周辺

生活拠点としての商業・文化機能のほか、鉄道と東名高速道路や国道246号線が近接する立地特性を生かし、鉄道と高速道路及び幹線道路の交通結節点として必要な機能等の集積を図ります。

大山街道の宿場であった荏田宿などの歴史的を感じさせる意匠を取り入れる等により、大山街道まち歩きの出発点となるような拠点づくりを進めます。

また、慢性的な車の渋滞が生じている江田駅東交差点については、丘や道路に囲まれた地理的な制約があるため、駅周辺整備とあわせて、交通問題の改善を検討します。

##### ○ 市が尾駅周辺

鶴見川(谷本川)沿いの公共的空間と調和した「区の顔」ともなる拠点づくりを進めます。区役所をはじめとした行政サービス機能の集積を活かし、業務機能の立地を促進します。

公会堂、スポーツセンター、鶴見川沿いの水と緑の環境を生かした自然と親しむためのスポーツ・レクリエーション施設など、区民が集まり交流する機能を持った施設間の連携を高め、文化・スポーツ機能の集積を促進します。

○ 青葉台駅周辺

青葉台駅周辺は、通勤者や地域住民に日常生活の利便性を提供するため、鉄道及びバス交通の要衝としての交通利便性を活かし、規制・誘導的手法等により商業・業務・文化機能の集積を強化し、区南部地域の中心としての拠点づくりを進めます。特に、環状4号線の渋滞や違法駐車等の交通問題の改善、青葉区民文化センター（フィリアホール）等の公共施設の活用を図りながら、商店街の強化を進め、専門的な特色を持った商業・文化機能の集積地としての形成を進めます。

② 駅勢圏が小さい生活拠点

○ 藤が丘駅周辺

広域的な医療機能の維持・充実や医療関連機能の集積を図るとともに、住民の身近な生活の利便性を向上させるため、魅力的な店舗などの立地を促進します。

○ 田奈駅周辺

住民の身近な生活の利便性向上と周辺に農地がある立地特性を生かした魅力的な店舗などの立地促進により、生活拠点として必要な機能の誘導を図ります。

○ 恩田駅周辺、こどもの国駅周辺

住民の身近な生活の利便性を向上させるため、周辺環境に配慮しながら、生活拠点として必要な機能の誘導を図ります。

○ 高速鉄道3号線（市営地下鉄ブルーライン）の延伸により新駅が開業した場合には、駅を中心としたエリアを生活拠点としてまちづくりを進めます。

③ （仮称）生活支援拠点

鉄道駅まで離れているため徒歩で出ることが難しい住宅地の生活利便性の維持・向上を図るため、大規模団地を含むエリアにおいて、周辺住民の身近な（仮称）生活支援拠点として日常的な買物サービス施設の維持及び地域交流の場や高齢者・子育て支援等の機能の誘導を図ります。地域のニーズに合った機能を誘導し、地域で利用し続けられる拠点とするため、大規模団地の建替えに合わせた整備のほか、地域の主体的なまちづくり活動を促進し、地域まちづくりプランの策定等を通して地域で機能を導入、維持していく仕組みを検討します。

④ 地域の拠点づくりにおけるユニバーサルデザイン

横浜市福祉のまちづくり条例や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、都市環境の整備を進めます。特に、生活拠点では、駅や道路、集会施設などの公共施設や大規模店舗のみならず、一般の店舗などでも積極的にバリアフリ

一化を進め、だれもが使いやすいまちをつくります。

また、高齢者、障害者のみならず、子どもや外国人、初めて訪れる人にも施設や装置などが使いやすく、また表示などが理解しやすいよう、デザインや表示方法などを検討し、改善を図ります。

#### (4) きめ細かなまちづくり

良好な市街地環境を維持・形成するために、住宅地等の種類別の整備指針に基づく他、それぞれの地域の実状に即したきめ細かなまちづくりを進めます。その実施に際しては建築協定、地区計画、緑地協定及び地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりルール・プランなどの制度を積極的に導入し、住民の参加による地域独自のルール・プランづくりを促進します。また、それらの制度の活用に至らない場合においても、まちづくり憲章を作るなど、地域のルールやまちづくりの方向性を共有するように努めます。

##### ① 市街化区域内の土地利用転換

市街化区域内の空き地や農地などについて、土地利用の転換が行われ、住宅地等として利用される際には、周辺環境と調和するよう誘導します。

##### ② 昭和30～50年代に計画的に基盤整備された地域の再整備

昭和30～50年代までに土地区画整理事業等により計画的に基盤整備された地域では、建物の機能を充実あるいは変更するために、建替えや増築などが始まっています。こうした需要に対し、住み慣れた地域で住み続けられ、市街地としての魅力をさらに向上させることができるよう誘導します。

##### ③ 大規模団地の更新

青葉区内には敷地面積5,000㎡以上の大規模団地が多く、その多くが築30年を超え、建替え時期を迎えることとなります。その建替えにおいては、団地の住民が住み続けられるよう、また、多様な世代が住まうとともに団地住民だけでなく、周辺住民の身近な生活支援となるような日常的な買い物サービス施設や地域の交流の場等の整備が行えるよう誘導します。

##### ④ 既成市街地等のまちづくり

スプロール市街地、市街化区域内農地、駅周辺などにおいて、再整備の必要が生じたときは、市街地開発事業や地区計画などによる計画的な開発を進めます。

##### ⑤ 市街化調整区域内の大規模施設

市街化調整区域内に既にある大規模施設について、施設の拡充・再整備が生じたときは、敷地内の樹林地や緑地を極力保全する等、周辺環境への配慮を促します。

##### ⑥ 建物の高さ・形態

横浜市においては、用途地域と連動して建築物の最高限高度が定められていますが、市街地環境設計制度を活用する場合や地区計画において高さ制限を別途定める場合は、この限り

ではありません。

それぞれの地域の実状と地域住民の意向により、街並みを守るなどのために高さを一定以内に押さえることが相当である場合には、未然に建築協定や地区計画などの制度を活用することが必要です。

⑦ 沿道において低層住宅の立地する地域のまちづくり

幹線道路や主要な地域道路沿道で、用途地域による容積率が150～200%であり、中高層住宅が立地できる地区内において、低層住宅が連続して立地している地域があります。これらについては、それぞれの地域の実状及び地域住民の意向に基づいて、建築協定や地区計画などによりルールを定めることが重要であると考えられます。

⑧ 多様な世代が住む住宅地づくり

バランスのとれた地域社会を形成するため、親との同居・隣居・近居などの多様な住まい方を可能にするよう、二世帯住宅やファミリー世帯向けの住宅の供給を誘導します。また、ライフステージに合わせて必要な住宅に住むことができるようなシステムを構築することにより、高齢者が夫婦のみの世帯あるいは単身者世帯になったときに必要な住宅の供給を行い、ファミリー世帯向けの住宅の新たな供給を図ります。

また、住宅のバリアフリー化を進めるため、専門家による相談や整備費の補助などにより支援します。

⑨ 住宅地づくりに関する情報提供・相談体制

住民が身近なところで住宅地づくりや住まいに関して情報を得たり、地域のまちづくりのルール化に関する相談などにきめ細かく対応する体制を充実するとともに、必要に応じて専門家や行政の担当者の派遣を行います。





## 2 交通ネットワークづくり

区の骨格となる幹線道路・地域道路や鉄道の整備や、バス路線の維持・充実により、快適で安全な交通網の充実を図ります。また、交通利便性の向上等を図るため、最寄り駅までおおむね 15 分で到達できる地域の拡大・充実を図るなどの公共交通網の強化、歩行者・自転車空間の整備及びネットワーク化や、移動空間のバリアフリー化により、利用者に優しい交通施設の整備を進めます。

交通施設の整備にあたっては環境への影響に配慮します。

### (1) 道路網

#### ① 骨格道路

東西方向の国道 246 号線と、南北方向の日吉元石川線、横浜上麻生線、環状 4 号線、新横浜元石川線、区内の主要なバス通りである奈良西八朔線と黒須田 133 号線に加え、真光寺長津田線の未整備区間と川崎町田線、恩田元石川線の整備を行うことにより、格子状の骨格道路網を形成します。整備にあたっては、延焼防止など防災上や災害時の効果、沿道環境に配慮します。また、交通需要管理の視点を取り込みながら、駅周辺あるいは地域間の移動性を向上し、生活道路への自動車流入を減少させます。

恩田元石川線については、地域のシンボリック道路空間を創出するため、地域住民との話し合いを行いながら、安全で快適な歩行者、自転車空間や街路樹などの道路デザインに配慮し、周辺の地域資源との連携を図ります。また、青葉区における緑のネットワークとして位置づけます。

江田駅東交差点（新横浜元石川線と国道 246 号線の交差点）及び下恩田交差点（川崎町田線と国道 246 号線の交差点）、桜台交差点（環状 4 号線）などについては、渋滞の解消と安全性の向上のため、交差点の改良を検討します。

#### ② 主要な地域道路

住宅地と最寄り駅や幹線道路を結ぶ主要な地域道路については、既存道路の拡幅や改良、道路新設などにより整備し、渋滞の解消や安全性の向上を図ります。

#### ③ 駅前広場、駐車場、駐輪場

バスと鉄道の交通結節点である鉄道駅では、公共交通機関をより利用しやすくするため駅前広場の整備を進めます。

青葉台駅前については、慢性的な渋滞を解消するため、環状 4 号線の交通対策や駅前広場の改良について検討します。

また、通勤時間帯における公共交通機関と自家用車の流れを分離するため、自家用車送迎降車エリアの指定などの対策を検討し、既に指定されているエリアについては利用を推進します。

駅前の違法駐車、放置自転車による混雑を減少するため、駐車場、駐輪場の整備を推進するとともに、既存駐車場の有効利用を図ります。また、特に坂道の多い青葉区で利用の多い

電動アシスト付の子供乗せ3人乗り自転車など、通常より大きい自転車にも対応した駐輪場の整備を推進します。

④ 高速道路

横浜市における主要な高速道路網は下図のように計画されています。

東名高速道路と横浜臨海部とを結ぶ高速横浜環状北西線及び北線の整備により、青葉区と市内各地及び他都市との連絡を強化します。



(2) 公共交通網

① 鉄道網

東急田園都市線、こどもの国線、市営地下鉄ブルーラインに加え、あざみ野からすすき野付近を經由し新百合ヶ丘へ至る高速鉄道3号線（市営地下鉄ブルーライン）の延伸などで、広域的な交通利便性の向上が期待されます。新駅が設置された場合には、交通の流れや周辺への影響を考慮した適切な対応を検討し、生活拠点づくりなどまちづくりと一体となった駅周辺の整備を進めます。

② バス網

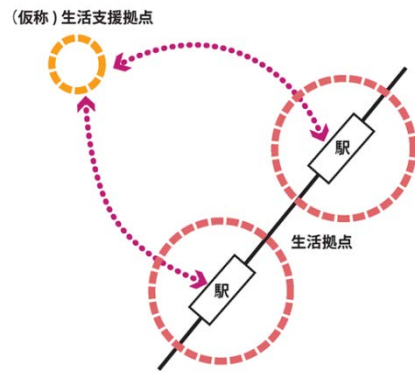
鉄道駅と住宅地などをつなぐバス網を形成して公共交通網を強化するとともに、最寄り駅まで15分以内に到達できない地域や、到達できても便数や所要時間の改善が望まれる地域の交通利便性を向上するため、バス路線の再編、維持、充実、バスベイの設置や交通規制な

を進め、バス交通の改善を図ります。特に区北西部における交通利便性の向上を図るため、利用しやすい公共交通網のあり方についての検討を行います。

また、バス路線は、鉄道駅から離れた住宅地と鉄道駅とを結ぶ主要な地域交通となることから、特に（仮称）生活支援拠点と鉄道駅とを結ぶバス路線については、利用促進を図るとともに維持・充実に努めます。併せて、（仮称）生活支援拠点内のバス停周辺環境整備を図ります。

また、バス交通の利便性を高め、誰もが利用しやすい身近な交通手段とし、自家用車に依存しなくても移動がしやすい環境を整えます。ノンステップバスの導入やバス停付近の改善を進めるほか、地域の実情に即した地域交通の導入等に向けた地域による主体的な活動の支援や、乗り継ぎ割引制度の導入等のバスからバス、バスから鉄道の乗り継ぎの利便性向上を図ります。

バスの発着便数の多い青葉台駅及びあざみ野駅については、周辺の交通環境の改善とバス路線の再編成を検討します。



図：（仮称）生活支援拠点と鉄道駅を結ぶ主要な地域交通の模式図

### (3) 歩行者・自転車空間のネットワーク化

駅前空間、幹線道路、主要な地域道路には、歩道の連続化・有効幅員の確保・段差の解消、街路樹の整備・保全などにより、誰もが安心して楽しんで歩ける、安全で快適な歩行者空間を整備します。また、幹線道路等による地域の分断や横断の際の安全確保に配慮します。

幹線道路や主要な地域道路に囲まれた地区内の生活道路については、カラー舗装等による歩行者の通行帯への意識、車両の歩行者に対する注意喚起など、交通安全施設や交通規制などにより歩行者の安全を図ります。さらに、地域が主体となった緑地協定や建築協定などにより沿道の緑化を図り、緑豊かでくつろぎのある生活道路空間を創造します。

自転車交通については、環境負荷の低減や過度なマイカー利用の抑制、健康増進などにつながることからこれを重視し、歩行者との分離や、共存のルール化などによる自転車通行空間の整備を検討します。

これらを体系的に整備することにより、街並みや風景を活かした歩きたくなる歩行者・自転車ネットワークの形成を進めます。

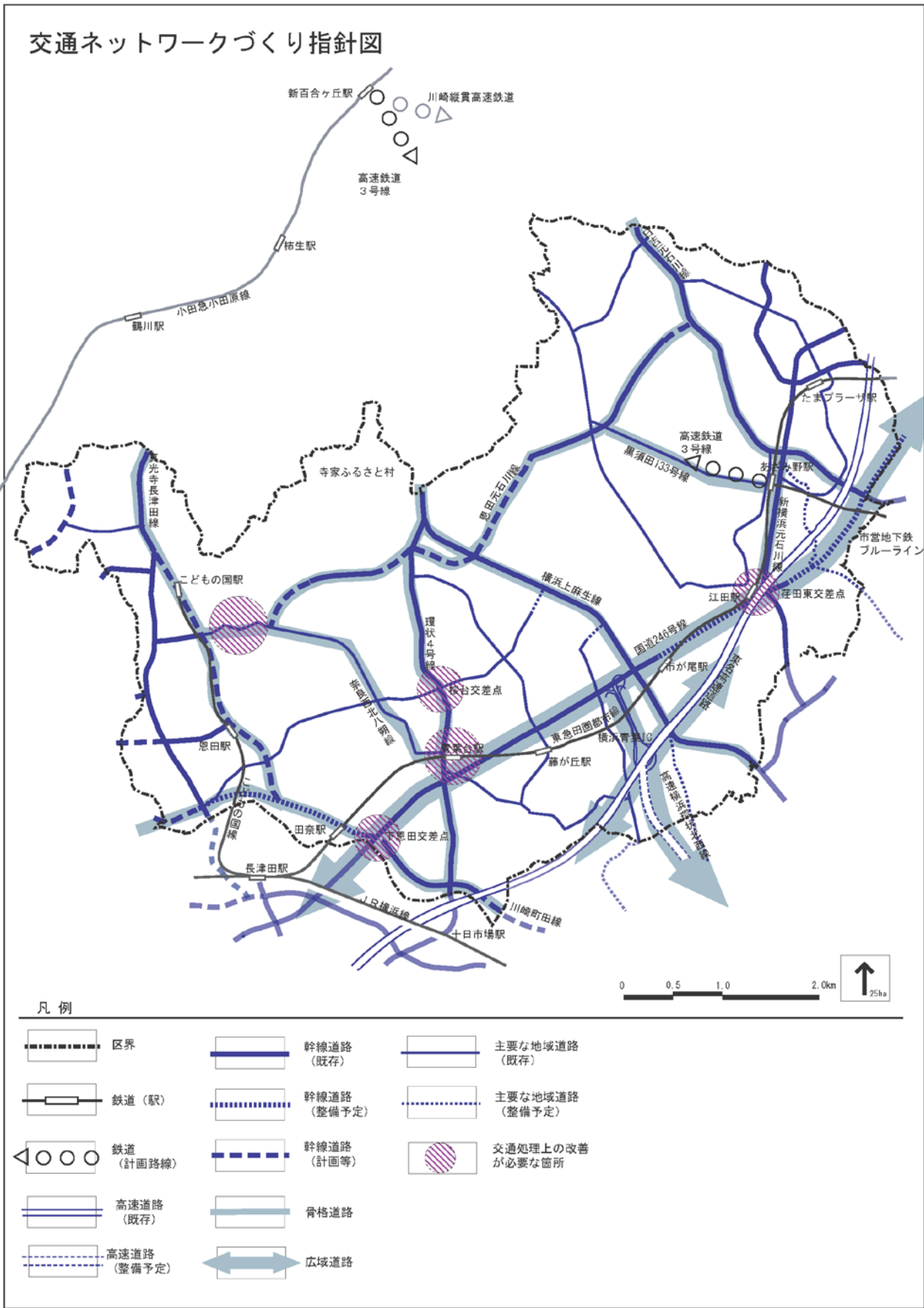
### (4) 道路・交通機関のバリアフリー化

全ての人々が安全で快適に行動できるよう、移動環境における連続的なバリアフリー化を図ります。

道路においては、十分な歩行者空間を確保し、通行の支障となる障害物や段差を取り除くとともに、視覚障害者誘導用のブロックや信号の設置、見やすくわかりやすい案内板の整備などにより、バリアフリーの歩行者空間を整備します。

また、駅のバリアフリー化や、ノンステップバスの導入を促進し、だれもが自らの意思で自

由に行動できるよう、交通機関のバリアフリー化を促進します。



### 3 水と緑の環境づくり

まとまりある樹林地や農地などを保全し、鶴見川水系の自然的環境を魅力的な空間にすることにより、うるおいあるまちづくりを進めます。また、市街地においても緑のうるおいある環境を創造します。豊かな水と緑の環境を守り、創り、繋ぐことにより、生物多様性の保全に努めます。

#### (1) 緑の拠点

##### ① 樹林地（里山）の保全

横浜市の緑の10大拠点のひとつとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山については、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図ります。

また、市民の森や、里山の保全・再生を担う愛護会などの市民の活動を支援します。樹林地に隣接して立地する施設などについては、現行の協定緑地や風致地区等に基づき自然的環境の保全を図っていきます。

なお、土地利用の変更が見込まれるときには、様々な緑地保全制度を活用し、緑地保全に努めます。

##### ② 農地の保全

農業振興地域内の農用地区域を保全し、農業専用地区などの指定を進めます。

青葉区の原因風景である谷戸の保全については、農業施策との連携や区民の参加などによる総合的な対応策を検討します。市街地に近い農地の立地特性を活用して、区民が趣味や楽しみの場として気軽に農業に触れることができるよう、市民利用型農園や収穫体験農園の整備を支援します。

寺家町を、良好な田園風景を有する「寺家ふるさと村」として保全するとともに、農業体験学習などによる農とのふれあいの場として活用します。

#### (2) 水と緑の軸

##### ① 快適な水辺空間の創出

青葉区の原因風景である水と緑の軸となる鶴見川（谷本川）、恩田川・奈良川、早渕川とその周辺の田園風景を保全し、多様な生物が生息する環境の保全・回復を図ります。また、小川アメニティ、親水護岸、管理用通路などを用いたプロムナード、シンボルとなる並木、サインの整備などにより川に親しみやすい環境を創り出します。鶴見川（谷本川）や周辺の農地と連携したスポーツ・レクリエーション拠点として、谷本公園の整備を進めます。

##### ② 河川周辺の農地の保全

鶴見川（谷本川）、恩田川周辺の農用地の保全に努めるとともに、地域の特産物の生産や多様な市民利用型農園などの活用による市民と農のふれあいや地域の特産物の生産拠点となる「恵みの里」の整備・活用を推進します。また、農業振興地域内の農用地区域を保全し、

農業専用地区などの指定を進めます。

### (3) その他の市街化調整区域内の樹林地、農地

樹林地については、特別緑地保全地区、源流の森保存地区などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めます。農地については、農業振興地域内の農用地区域を保全し、農業専用地区などの指定を進めます。

### (4) 市街地内の自然的環境

#### ① 樹林地の保全

市街地内に残る樹林地については、緑地保存地区などの緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めます。

#### ② 特色ある公園づくり

住宅地内の貴重なオープンスペースである公園については、子育てや地域の交流、防災などの多様な機能を有する地域に密着した拠点として活用を図るため、地域の意向を把握しながら整備します。

#### ③ 公共的空間、公共施設、遊水池などの緑化

駅前広場や公開空地などの公共的な空間については、関係者の協力により緑化を誘導します。公共施設については積極的に緑化を進めるとともに、周囲の道路・緑地と一体的に緑の環境を創出します。道路幅員や既存の街路樹とのつながり、老朽化した樹木の安全性等に配慮しながら、快適な歩行者空間を創出する街路樹の整備・保全を進めます。

降雨時などに一時的に水を貯めておくための雨水調整池等については、平時に利用できる広場などとして有効活用を図ります。

学校や公園、水路、雨水調整池等を活用し、多様な生物が生息できる環境（ビオトープ）を創出します。

#### ④ 身近な緑の創出

身近な環境をうるおいあるものとするため、住民一人ひとりが住宅地内の緑化に努め、庭やプランターの活用、生け垣の育成、屋上・壁面の緑化などが進むことにより、市街地内の緑を創出していきます。

住宅地などにおいては建築協定や地区計画だけでなく、地域主体で緑化に取り組む緑地協定などの締結を進めます。商店街などにおいては、商店街活動として、まちの緑化と美化を進めていくことを検討します。

### (5) 緑のネットワーク

水と緑の軸や緑の拠点を結ぶため、恩田元石川線等を「緑のネットワーク」として位置づけ、街路樹等を整備します。また、区民が気軽に水と緑に親しむことができるよう、区内に広がる様々な水と緑の空間を花や樹木により結びます。水路を活用して親水性のある遊歩道などを整備します。



#### (6) 水循環の再生

特別緑地保全地区や源流の森保存地区などにより、水源域での緑地を保全するとともに、農地の保全・改修、湧水の保全、雨水浸透施設の設置促進、歩道の透水性舗装などを実施することにより、水の循環を保ち、自然の水循環の回復を進め、水害、地盤沈下の発生を抑制します。

#### (7) 市民活動のネットワークづくり

市民一人ひとりが緑を守り育てる活動に参加し、将来にわたって緑の担い手となるような環境づくりを進めます。また、緑に関する情報を提供するとともに、様々な活動団体の交流を支援し、市民活動のネットワークづくりを進めます。

#### (8) 生物多様性

身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができるよう、生物多様性に配慮して、水と緑の環境の保全、再生、創造を進めます。

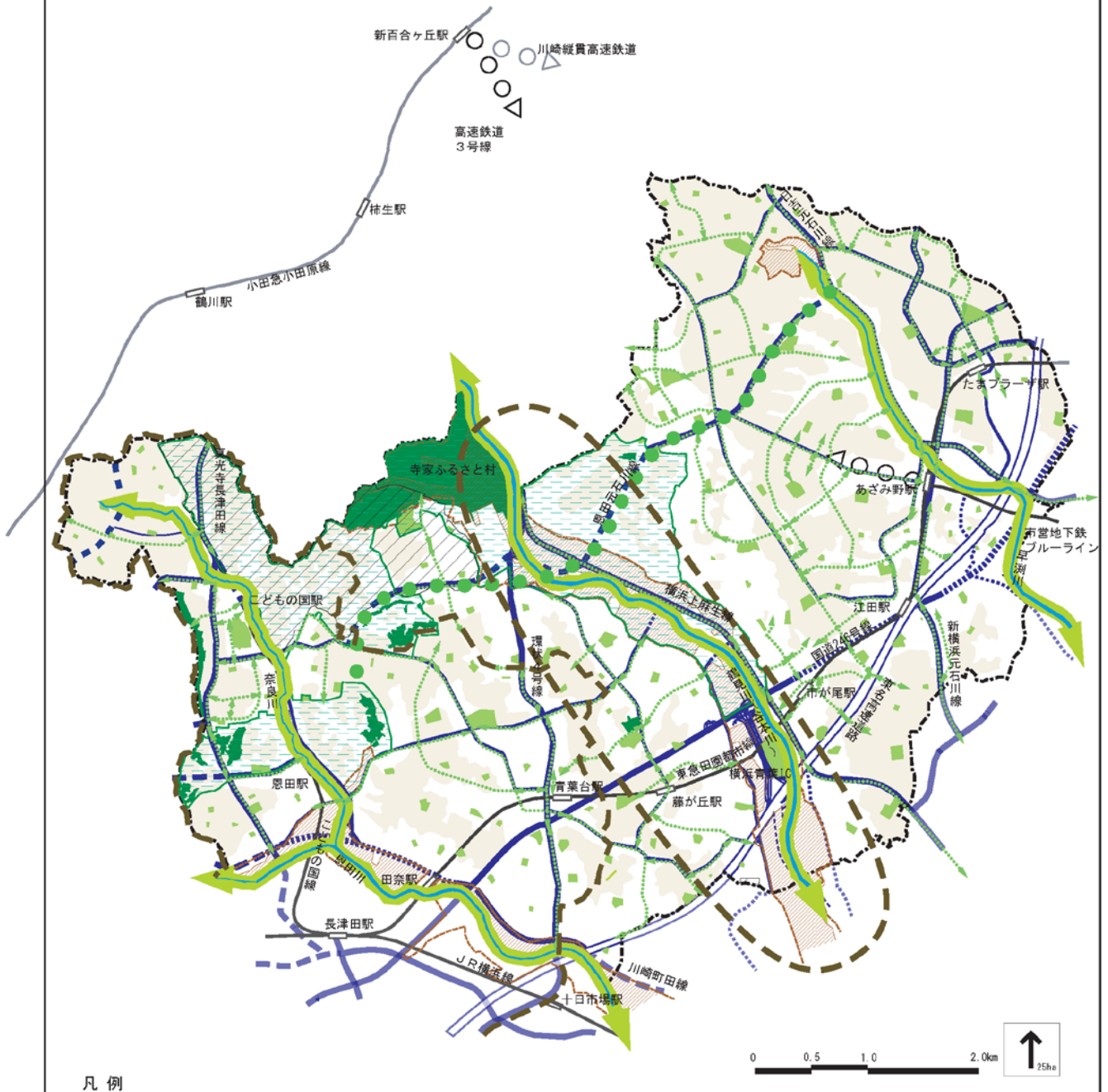
多くの生き物が生息・生育する、緑の10大拠点などのまとまった樹林地や農地については、特別緑地保全地区など緑地保全制度を活用しながら保全します。水田・水路・ため池・二次林の雑木林などがつながって形成されている谷戸については、生き物にとって重要な生息・生育エリアとなるため、水田所有者や地元農業者組織による体験水田の運営などを支援しながら保全していきます。

鶴見川流域周辺では、その立地の特徴を生かし、水辺拠点の整備や多自然川づくりを進めます。

また、生物多様性の保全や、樹林地の安全性の向上などの向上を図り、里山の保全・再生を担う市民の活動を支援します。

学校校庭・保育所園庭の芝生化、生物多様性に配慮した屋上・壁面緑化、未利用公共用地における緑の創造、既存公園の緑化などを進めます。

### 水と緑の環境づくり指針図



凡例

	区界		幹線道路 (既存)		農業振興地域		緑の拠点
	鉄道 (駅)		幹線道路 (予定)		農用地区域		水と緑の軸
	鉄道 (計画路線)		幹線道路 (計画)		風致地区		恵みの里地域 および候補地
	高速道路 (既存)		特別緑地保全地区、市民の森等 (既存)		丘 (標高50m以上)		緑のネットワーク
	高速道路 (整備予定)		公園 (既存)				街路樹

## 4 暮らしを支えるまちづくり

子どもから高齢者までだれもが、住み慣れた地域や家庭で安心して、豊かに暮らし続けるためのまちづくりを進めます。施設整備にあたっては、区民が身近に利用し、多様な活動を行えるよう、地域にバランスよく配置します。

### (1) 身近な施設づくり・機能の活用及び導入

#### ① 活動の拠点となる施設

多様になりつつある市民活動の拠点となる青葉区区民活動支援センター、青葉国際交流ラウンジについては、市民がより利用しやすい場所への再配置の検討を行います。また、前述の施設及び福祉保健活動拠点「ふれあい青葉」等の機能強化と各施設の連携を図り、地域活動が活発に行われる環境づくりを進めます。また、男性も女性も活躍する社会の実現を目指して、市民の自主的な活動支援や市民の交流の拠点であるアートフォーラムあざみ野において、各種事業の充実を図ります。地域の活動を支える中心的施設として、区内に6館整備されている地区センターのほか、コミュニティハウスを中学校区程度に1か所整備し、地域活動の高揚を図ります。

また、小中学校の特別教室や体育館、校庭など学校施設の開放を進め、地域活動の拠点として積極的な活用を図ります。放課後などに遊びを通して異なる年齢の子どもたちが交流するはまっ子ふれあいスクール・放課後キッズクラブは引き続き市立小学校全校で実施します。学校予定地等の未利用公共用地については土地利用までの間、暫定的に地域の方々可以利用できるスポーツ広場や、子どもの遊び場等として有効活用します。

身近な活動の場の充実をすすめるため、自治会・町内会館の整備を促進します。

#### ② 地域の福祉、保健医療を支える施設

介護を必要とする人やその家族をはじめとして誰もが、住み慣れた地域や家庭において健康で安心した生活が営むことができるよう、在宅福祉及び地域の福祉・保健活動の拠点として地域ケアプラザの事業の充実を図ります。また、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設等の整備を進めるとともに、地域の医療機関や介護事業者が連携し、地域で高齢者の医療・介護・暮らしを支えていく「地域包括ケアシステム」の展開を進めます。

子育て世代を支援するため、質の高い乳幼児期の保育・教育基盤を確保し、多様な保育・教育ニーズへの対応と充実を図り、待機児童の解消を進めます。また、親が就業から帰宅するまで、児童が安心して遊べる居場所を充実させるため、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの移行を進めます。

地域での緊急な小児医療に対応できるよう関係機関と協議し、医療機関相互の連携を促進しながら、きめ細かな医療サービスを検討します。

障害者が安心して暮らしていけるよう、地域作業所、グループホーム等の誘導を進めます。

③ 文化・スポーツ・レクリエーションの拠点となる施設

市民のアート活動の拠点である横浜市民ギャラリーあざみ野や、区民文化センター（ファミリーホール）、公会堂などの連携を図り、区民の活発な文化活動を支援する環境づくりを進めます。また、山内図書館を拠点として図書館サービスの充実を推進します。

スポーツセンターやくろがね野外活動センター、青葉区制 20 周年記念区民協働整備施設「青葉スポーツプラザ」に加え、スポーツ施設を有する谷本公園の整備の促進など、身近なスポーツ・レクリエーション施設を充実させます。

④ 活動を支える仕組みづくり

各施設を利用した区民による活動がより活発になるよう、インターネットの活用や市民活動団体の協力などにより、情報提供や相談体制を強化します。

⑤ 地域での生活に必要なとされる身近な機能の導入

鉄道駅まで移動しなくても日常的な買回り品を手に入れられるよう、住宅地に身近な場所への生活利便施設や地域の交流の場等の機能の誘導を図ります。地域のニーズに合った機能を誘導するため、大規模団地の建替えに合せた整備のほか、地域の主体的なまちづくり活動を促進し、地域まちづくりプランの策定等を通して地域で機能を導入、維持していく仕組みを検討します。

⑥ 身近な健康づくり

健康寿命を伸ばし、いつまでも元気に活動するため、子どもから高齢者までの誰もが既存の公園や遊歩道等を活用し、日常的に健康づくりが行えるような空間づくりの整備を進めます。

(2) 環境と共生するまちづくり

① 少負荷・循環型都市づくりに向けた取組

鉄道やバスなどの公共交通網と環境に配慮した道路網を体系的に整備するとともに、交通の目的に応じて公共交通機関が効率的に利用されるような交通体系を確立することにより、環境への負荷を軽減した都市づくりを進めます。

建築から取壊しまでにかかる全てのコストを考慮し、建築物の寿命を重視した環境負荷の少ない建築を進めます。設計段階から建築物を長く利用し、必要な機能を向上するための改修を視野に入れた建築を誘導し、耐震診断の実施などにより維持管理・修繕を促進します。また、環境共生型住宅の普及を促進します。

家庭生活や事業活動から出されるごみや資源の分別・リサイクルとともに、リデュース（発生抑制）の取組を進め、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用を図ります。

都市の適正な水循環を確保するため、雨水の地下浸透や下水処理水・雨水などの利用を進めます。

② 地球温暖化対策とヒートアイランド現象

地球温暖化対策など地球規模の環境保全に資する地域の取組が進められ、持続的発展が可能なまちづくりを進めます。

建築物における効率的なエネルギー利用を図るため、省エネルギーに関する情報提供を行うとともに、省エネルギー型機器の導入などを促進し、省エネ化を図ります。また、青葉区の地勢等の特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及・啓発を進めます。公共施設における発電、余熱の供給など、エネルギーの有効利用に努めます。

誰もが利用しやすい公共交通機関の整備による自家用車利用の抑制、電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の普及促進を図るとともに、体系的な道路網の整備などによる交通の流れの円滑化を図ることで、温室効果ガスの削減を進めます。

樹林地、農地、水辺空間の保全に加えて、屋上・壁面緑化の推進、地表面緑化の推進、すず風舗装・透水性舗装の推進等によりヒートアイランド現象の改善を図ります。

長期的な気候変動に対しては、温室効果ガス濃度を安定させる「緩和策」に加え、社会システムを変化させ影響の軽減を図る「適応策」を進めます。

(3) 地域情報化の推進

① 地域情報を活用したまちづくり

だれもが身近に生活に必要な情報を得ることができるよう、広報・広聴、教育、防災など多様な分野における情報技術の活用を促進します。それらの情報を活用することにより、さらに積極的なまちづくりを促すとともに、これまでまちづくりに参加することが少なかった若い世代やサラリーマンなどの人々の参加を促し、より充実したまちづくりを進めます。

そのため、地域の基礎的データやまちづくりに関する情報の整理、迅速な提供、掲示板などを利用した議論の場の提供などを進めます。また、情報機器を使い慣れていない人々に対する情報提供方法に配慮するとともに、学習機会の提供や相談体制の充実により、情報リテラシーの向上に努め、だれもが利用しやすい地域情報化を進めます。

② 地域情報化のための基盤整備

地区センターなどの身近な施設を地域情報の拠点として整備し、行政と地域の情報ネットワークを構築します。また、光ファイバーや都市型ケーブルテレビの活用推進、公共施設等へのWi-Fi整備などにより、情報通信社会を支える情報基盤の整備促進を図ります。

## 5 安全・安心なまちづくり

建築物の耐震化や不燃化、道路橋や鉄道等の耐震性の向上、ライフラインの耐震化と早期復旧体制の強化、災害時の避難路や緊急輸送路・延焼遮断帯としての道路骨格の形成、公園や農地を含めた緑のオープンスペースの確保などにより、大規模災害にも対応できる都市骨格を形成します。

また、雨水流出抑制対策等により近年多発する傾向にある局地的な大雨など風水害への対応を強化します。

### (1) 災害に強いまちづくり

#### ① 耐震化の促進

公共建築物の耐震対策、民間建築物に対する耐震診断や耐震工事費用への助成などによる建築物の耐震化、不燃化を進めます。特に、木造住宅やマンションの耐震化を促進します。

鉄道、橋梁などの都市基盤施設の耐震性の向上を図るとともに、電気・ガス・上下水道等ライフラインの耐震対策や被害を受けた際の復旧の容易さを考慮した設備更新を推進しています。

#### ② 災害時の緊急輸送体制

区内の災害応急対策活動に必要な物資や機材、人員などを市街地内や県外から広域的に運ぶために、他の都市と青葉区の防災拠点等を有機的に結びつける必要から、緊急輸送路を指定しています。

##### 【緊急輸送路第一次路線】

規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域的ネットワークの重要路線で、輸送の骨格をなす道路です。区内では、東名高速道路、国道246号線、横浜上麻生線、環状4号線などを指定します。緊急輸送路第一次路線は、他都市から災害対策を支援するための主要な搬入路となることから、各道路管理者は他の道路に先駆けて最優先に通行確保を行います。

##### 【緊急輸送路第二次路線】

緊急輸送路第一次路線を補完し、地域内での災害救助活動に使用する道路です。不測の事態の場合に緊急輸送路第一次路線の代用とし、あるいは緊急輸送路第一次路線から区内の防災拠点へと順次連結していくための重要な道路です。真光寺長津田線などを指定しています。

#### ③ オープンスペースの確保

災害時の避難、救援活動、仮設住宅建設のための用地として、公園や農地などのオープンスペースを確保するため、農地の「防災協力農地」への登録を推進します。



## 6 魅力と活力のまちづくり

子育て世代も高齢者も、誰もが自らのまちに愛着をもちながら、自分らしくいきいきと地域で活躍し、より豊かに住み続けるための環境づくりや仕組みづくりを進めます。

### (1) 景観づくり

まちへの愛着を感じられるよう、地域の特性を生かした景観づくりを進めます。

多くの区民に親しまれている緑地・農地や農家・古民家などの地域資源を活かし、各地域が持っている魅力的な景観を今後とも維持保全し、更に高めていきます。市民の地域まちづくり活動などを通じて、行政・事業者・区民が協働で地区ごとの魅力を生かし、地域ごとの個性や魅力を活かし、多様性を感じさせる景観づくりを進めます。

#### ① 拠点の景観づくり

生活拠点や（仮称）生活支援拠点の整備にあたっては、景観計画、地区計画などの制度の活用やまちづくり協定の締結などにより、区民とともに個性豊かな街並みづくりを進めます。そのため、景観を誘導する地区を検討します。特に、たまプラーザ、あざみ野、青葉台各駅周辺では、文化施設や商業施設が集積していることから、建築物のデザインの統一、無電柱化などを推進します。

#### ② 住宅地の景観づくり

住宅地のまとまりごとに特色ある景観を保全・育成するため、景観計画や地区計画、景観協定や建築協定、地域まちづくりルールなどの制度を活用するなどして、住宅の高さ、色彩、用途、緑などに関するルールづくりを進めます。また、そうしたルールが定められていない住宅地やそれらを検討中の住宅地については、まちづくり憲章などのより緩やかなルールを地域で検討し、目指すべき住宅地像や約束事などを共有していきます。

#### ③ 市街地の緑の景観づくり

##### ○ 駅から住宅地への緑の景観

駅前広場には、オープンスペースと共に緑の環境を確保します。また、商店街などによる花壇作りや街路樹の適切な維持・育成により、駅から住宅地へと、緑が迎えてくれるような景観づくりを進めます。

##### ○ 住宅地の緑の景観

住宅地においては、道路や公園の緑と、各住宅内の緑とが一体として感じられるよう、それぞれが緑を育てます。生活道路では、コミュニティ道路として再整備したり、公園と一体的な整備を図るなどして緑の空間を形成し、これをネットワーク化します。また、緑地協定やまちづくり憲章などを定めるなどして、各住宅が緑の景観に寄与するよう、緑に関するルールづくりを支援します。





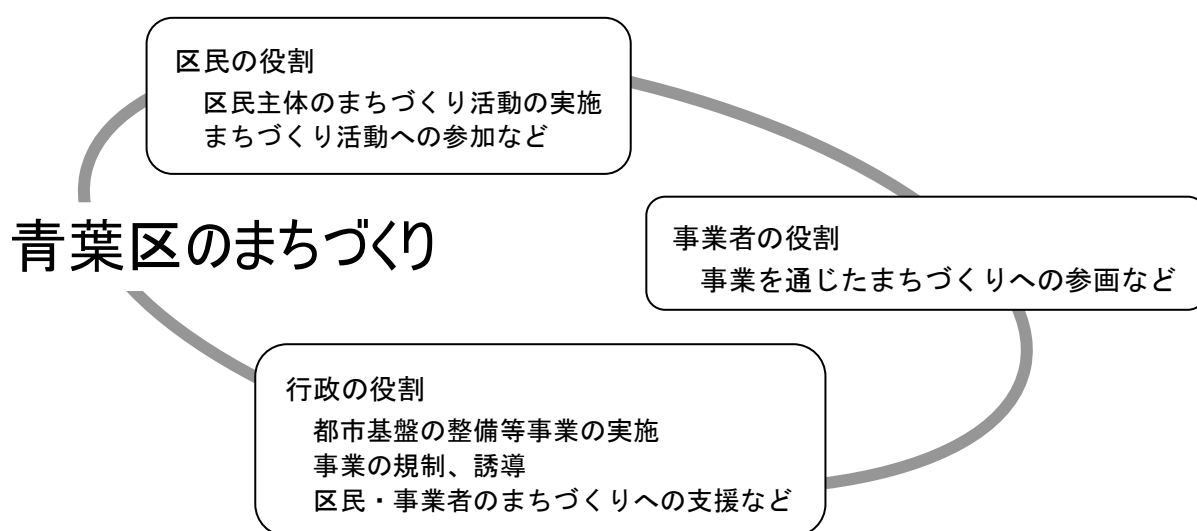


# 第4章 実現に向けて

## 1 まちづくりの主体と役割

第1章では、青葉区のまちづくりの理念を『次世代に引き継ぐまち』づくりを目指す」とし、第2章では青葉区の将来都市像、第3章では具体的なまちづくりの指針を示しました。指針に基づくまちづくりを進めるにあたっては、まちづくりの主体である区民、事業者及び行政が、パートナーシップの良好な関係を築きながら、それぞれの責務を果たすことが重要です。

ここでは、それぞれのまちづくりにおける役割とその関係を示します。



### (1) 区民の役割

#### ① 区民による身近なまちづくり

青葉区の市街化区域の大部分は、土地区画整理事業などの手法により計画的に開発された市街地となっており、住宅地の良好な環境は、区民の手によって維持されてきました。今後も、身近なまちづくりの主体は区民であることを原則とし、次のことが期待されます。

○個々の住宅や商店などの敷地内については、それぞれがまちの住環境や景観の向上に寄与するよう、建物の建て方や緑化、美化などについて配慮する。

○住宅や商店などのある程度のまとまりごとに、主体的にまちづくり憲章や建築協定、地域まちづくりルールなどを定め、住民全員でルールを遵守する。

○住宅地や商店街内の道路、公園、区民利用施設などについては、地域住民が共同して良好な管理を行える仕組みを形成する。

② 諸団体による地域のまちづくり

より広い地域のまちづくりについて、これまで自治会町内会やPTAなど地域の団体により行われてきた活動を今後も継続・発展させることに加え、福祉や環境など様々なテーマ型のまちづくりを実践するNPOなどのグループが、それぞれのノウハウを生かして活発に活動していくことが期待されます。また、それぞれの団体やグループが相互に連携し、地域に根付いた活動が継続されていくことが望まれます。

③ 住民参加

住民はまちづくりに関心を持ち、行政の行う計画づくりに対する意見の提出やまちづくり施策への参加を通じて、まちづくりへの理解を深め、区民意見を反映していくことは重要です。さらに、区民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいくため、地域まちづくり推進条例等の市民活動を支援する制度を活用し、市民主体のまちづくり活動を進めていくことが期待されます。

住民参加には決まった形態はなく、常に発展する過程としてこれを捉えることが必要です。また、今後、住民参加を進めるためには、次のような行動が求められていると考えられます。

- 地域のまちづくりの場に積極的に参加する。
- それぞれの立場を反映した様々な意見があることを理解する。
- 異なる意見や立場があることを踏まえて、合意形成を目指す努力をする。

(2) 事業者の役割

事業者（青葉区内に事業所を持つ、持たないにかかわらず、区内で物品の製造、加工又は販売、建設、運輸、不動産販売、サービスの提供など、まちづくりと関係のある事業活動を行う者）は、地域を構成する重要な要素（一員）であるとともに、青葉区のまちづくりにおいて重要な役割を担っており、地域の環境との調和を図りながら、事業活動を通じてまちの魅力を向上させることが期待されます。また、事業者として、この指針や地域のまちづくり憲章などを十分理解し、それらに基づく施策や市民主体のまちづくり活動に協力・支援するとともに、事業者の持つ専門性を生かし、青葉区全体のまちづくりに幅広く多様に貢献することが期待されます。

(3) 行政の役割

行政には、道路・上下水道等の都市基盤の整備・維持、学校や市民利用施設等の整備・運営など、自らが事業者となってまちづくりを行う役割があります。一方、市民や事業者の行うまちづくりを計画的観点から規制・誘導、あるいは支援・調整する役割を持っています。

また、市民のまちづくりへの多様な参加の機会を提供することにより、意欲や関心を高める仕組みをつくる役割があります。そのため、様々な手段により情報提供を行うとともに、専門家や担当者による相談や派遣を行うことなどにより、市民の行うまちづくりを支援していきます。

区役所は、市民とより密接な関係にあることから、地域におけるまちづくりを推進するうえ

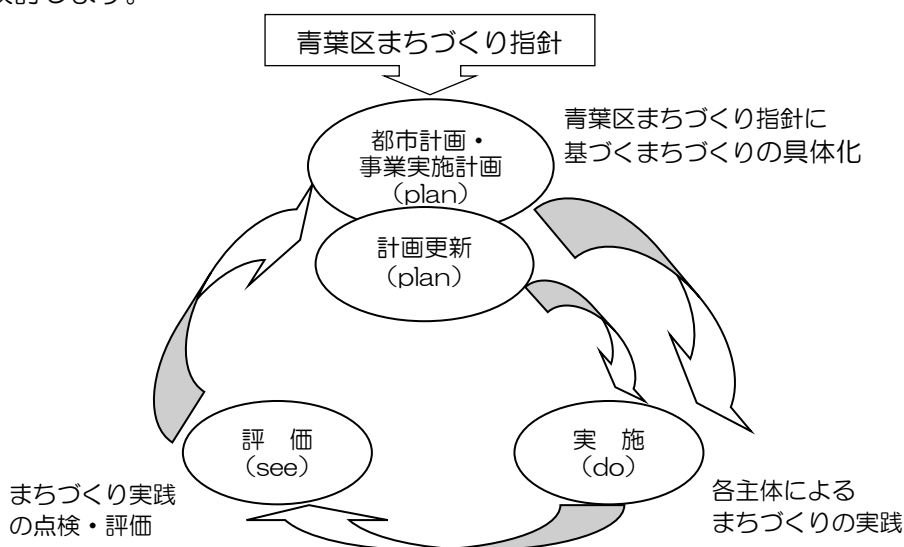
で果たすべき役割は大きいものがあります。大都市にあっては、ともすると縦割りになりがちな傾向にある各種事業実施について、地域の情報を面的に捉え、調和のとれた体系的な事業展開を図るため、区内のまちづくりに関する区役所の総合調整機能を一層強化する必要があります。また、まちづくりに関する地域の状況把握や地域情報の受発信をきめ細かく行うなど、地域の情報センターとしての機能を充実することが必要です。

## 2 青葉区まちづくり指針の具体化と充実

### (1) 指針に基づくまちづくりの具体化

横浜市都市計画マスタープランの一部である指針で位置づけたまちづくりの内容や課題については、今後検討を加え、都市計画や各事業の実施計画などにより具体化し、各主体によるまちづくりの実践を通じ実現されることとなります。

まちの状況やまちづくりの進捗状況を随時点検・評価し、その結果を再び計画に反映し、必要に応じて更新していきます。また、評価にあたっては、区民や有識者などからなる評価機関の設置を検討します。



### (2) 地区のプランの策定

指針では、区全体として将来目指すべき都市像とその実現のための方針を示しました。今後、より身近な地域において具体的にまちづくりを推進するため、必要に応じて指針に基づき、より詳細なまちづくりの方針を策定することとします。

より詳細なまちづくりの方針としては、横浜市都市計画マスタープラン地区プランや地域まちづくりプランなどがあり、地域の実状や方針の内容に応じて選択することとなります。

各プランの策定にあたっては、区民の主体的な参加を得ながら策定します。

### (3) 指針の充実

指針は、策定や改定がされた時点でのおおよその合意や住民の価値観、社会・経済状況などを反映しています。

指針に基づく具体的なまちづくりが実践される中で、新たに合意されたことについては、指針に反映することにより充実を図ります。

また、本指針を固定化されたものと捉えることなく、社会・経済状況や基本条件が大きく変化したときなどには、指針を見直し、その充実を図ります。

# 前「青葉区まちづくり指針」の達成状況

計画的に市街地が形成され、豊かな緑とともに良好な住環境が共存している青葉区のまちの魅力を支え、いつまでも多様な世代がいきいきと暮らせるまちにするために、平成13年度に「青葉区まちづくり指針」が策定されました。

## まちづくりの理念

「『次世代に引き継ぐまち』づくりを目指す」

## まちづくりの視点

- ① まちの活力を維持するために多様な世代が集うまちづくり
- ② 水と緑の環境を維持・発展させるまちづくり
- ③ 魅力的な街並みを維持・発展させるまちづくり

この指針に沿って、青葉区のまちづくりは進められてきました。どの程度進んでいるのか、具体的な4つのテーマ別指針と、各テーマに共通する景観づくりの指針に分けて、概要を整理しました。

### 凡 例

**実施** : 具体的取組を実施したもの



**取組中** : 具体的取組が進行中のもの

**未実施** : 具体的取組が未着手のもの

## 1. 拠点及び住宅地づくり

**まちづくりの方向性** バランスのとれた地域社会を維持するために、多様な世代が住むことができるよう、拠点づくり及び住宅地づくりを進めます。

### (1) 地域の拠点づくり

<p>① たまプラーザ駅及びあざみ野駅周辺</p>	<p>・地区計画の導入等により、商業・業務機能を支える都市基盤施設の整備を進める ・既存商業の機能強化を図りながら、広域的な集客力を持つ商業機能の立地を促進する</p>	<p><b>実施</b> ・たまプラーザ駅周辺地区地区計画（H14.11月） ・たまプラーザテラス（H22.10 全面開業）等が整備され、商業集積が進みました。</p>	 <p>たまプラーザテラス</p>
	<p>・北部市民ギャラリー（仮称）や北部方面フォーラム（仮称）の新たな整備</p>	<p><b>実施</b> ・アートフォーラムあざみ野（男女共同参画センター横浜北・横浜市民ギャラリーあざみ野の複合施設）（H17.10）が整備されました。</p>	 <p>アートフォーラムあざみ野HPより</p>


<p>② 青葉台駅周辺</p>	<p>・環状4号線の渋滞や違法駐車等の交通問題の改善</p>	<p><b>実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷捌きスペースの設置 (H19.2)</li> <li>・青葉台交差点右折レーン設置 (H18.12)</li> <li>・青葉台入口交差点コンパクト化・片側スクランブル化 (H19.3)</li> </ul> <p>などの道路改善を行ってきました。</p>  <p>荷捌きスペース位置図(青葉区HPより)</p>
<p>③ 市が尾駅周辺</p>	<p>・鶴見川(谷本川)沿いの公共的空間と調和した「区顔」ともなる地域拠点づくりを進める</p> <p>・区民が集まり交流する機能を持った施設の連携を高め、文化・スポーツ機能の集積を促進する</p>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・谷本公園周辺プロムナード基本計画 (H21.3)</li> <li>・谷本公園[南側]の整備済 (H21.4)</li> </ul> <p>など、一定の拠点整備がなされましたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・谷本公園[北側]の整備や、行政サービスの集積を活かした業務機能の立地などに課題を残しています。</li> </ul>  <p>「谷本公園プロムナード」基本計画概要</p> <p>青葉区では、平成21年6月の開港150周年、区制15周年にあわせ、平成21年春に谷本公園の開園が予定され、整備が進められている。谷本公園へ案内誘導するにあたって、「市が尾駅」、「鶴が丘駅」、「谷本小バス停」の3起点から谷本公園へのルートに「谷本公園プロムナード」として位置付けた。「市が尾駅」、「鶴が丘駅」、「谷本小バス停」の3起点からの谷本公園へ誘導するために、起点や分岐点となる場所にサインを設置すると共に、駅構内の出口施設案内への連携を検討した。今後「谷本公園プロムナード」がより市民に親しまれ、まちかどの魅力アップを図るために、整備アートやまちかどギャラリー等の区民参加イベントを、今後事業化に向けて検討していく。</p> <p>サイン等整備事業は、優先的に必要なものから段階的に整備を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一段階は、市が尾駅から谷本公園までのルート上のサイン計画を行う。</li> <li>・第二段階は、「市が尾駅」、「鶴が丘駅」、「谷本小バス停」の3起点からの谷本公園へのルート上のサイン計画を行う。</li> <li>・第三段階は、谷本公園周辺のサイン計画と区民参加イベントの企画の検討を行う。</li> </ul> <p>谷本公園周辺プロムナード基本計画</p>

(2) 住宅地づくり

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然的土地利用をはじめ、住居系、商業・業務系の土地利用それぞれのまとまりとして適切に配置する</li> <li>・新たな住宅需要や既存市街地の再整備の必要などに対しては、地域の状況に合わせた土地利用を検討し、周辺の環境にも配慮した計画的な土地利用を誘導する</li> </ul>	<p><b>実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の市街化調整区域が、現状の土地利用の状況に合わせ市街化区域に編入されました。</li> <li>・たまプラーザ駅南側のエリアでは再整備に伴い、住宅系から商業系の用途地域に変更され、また地区計画を策定しました。</li> </ul>
---	--



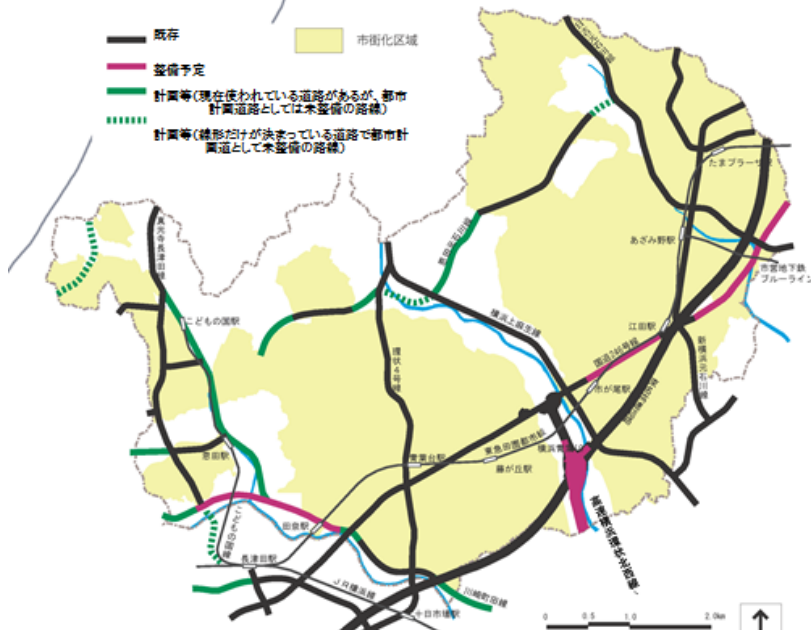
### (3) きめ細かな市街地づくり

<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築協定や地区計画、緑地協定などの制度を積極的に導入する</li> <li>・住民の参加による地域独自のルールづくりを促進する</li> <li>・住民が身近なところで住宅地づくりに関して情報を得たり、また相談することができる体制を整える</li> <li>・情報提供や相談体制を充実し、地域のまちづくりのルール化にきめ細かく対応する</li> <li>・必要に応じて専門家や行政の担当者の派遣を行う</li> </ul>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちのルールづくり相談センターを設置（H19.5）し、建築に関する相談や、まちづくりのルール策定支援を行っています。</li> <li>・区内のまちづくりに関するルールを策定した地区が増加しました。（H19年以降はセンターで支援）</li> </ul> <p>建築協定：45地区（H12）→52地区（H26）                  地区計画：1地区（H12）→7地区（H26）                  地域まちづくりルール：0地区→1地区（H26）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり推進条例の制定（H17.2）による支援</li> <li>まちづくりコーディネータの派遣：全市で2,302回（H17～24）</li> </ul> <p>荏田北二丁目地区                  （地区計画+地域まちづくりルール）</p> 
---	---

## 2. 交通ネットワークづくり

**まちづくりの方向性** 道路・鉄道の整備により、快適で安全な交通網の充実を図ります。また、公共交通網の強化等により、利用者に優しい交通施設の整備を進めます。

### (1) 道路網

<p>① 骨格道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東西方向の国道246号線と、南北方向の日吉元石川線、横浜上麻生線、環状4号線、真光寺長津田線、川崎町田線、新横浜元石川線により、格子状の骨格道路網を形成する</li> </ul>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恩田元石川線の一部が都市計画決定（H15）されるなど、指針に基づく整備が進んでいるものの、都市計画道路の整備率は76.1%であり、ネットワークの形成にまでは至っていません。</li> </ul>  <p>都市計画道路の整備状況（H26）</p>
---	--

<p>②その他の地区幹線道路</p>	<p>・既存道路の拡幅や改良、道路新設などにより整備し、渋滞の解消や安全性の向上を図る</p>	<p><b>取組中</b></p> <p>・駅まで15分道路改良事業：もえぎ野、成合、柿の木台等の交差点改良6ヶ所、バスベイ設置（2か所）などの対策進めています。</p>
<p>③駅前広場、駐車場、駐輪場</p>	<p>・地域拠点などの鉄道駅では、駅前広場の整備を進める</p> <p>・地域拠点などの駅周辺については、駐車場、駐輪場の整備を促進する</p>	<p><b>取組中</b></p> <p>地域拠点駅であるたまプラーザ駅、あざみ野駅、青葉台駅では広場が整備されたほか、駐輪場の整備により違法駐輪が削減されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たまプラーザ駅南口駅前広場整備（H19）</li> <li>・たまプラーザ駅北口駅前広場整備（H22）</li> <li>・あざみ野駅西口駅前広場整備</li> <li>・市営駐輪場整備：青葉台（H15、20、21 増設）、市が尾（H18）、あざみ野（H17、18 増設、H25 拡張）、民営駐輪場整備：田奈（H17 新設）</li> </ul>
<p>④高速道路</p>	<p>・東名高速道路と横浜環状道路とを結び緑支線を整備する</p>	<p><b>取組中</b></p> <p>・横浜環状北西線が事業着手（H24）されました。</p>  <p style="text-align: center;">横浜環状道路（道路局 HP より）</p>

(2) 公共交通網

<p>①鉄道網</p>	<p>・高速鉄道3号線をあざみ野駅からすすき野付近、新百合ヶ丘へ延伸</p>	<p><b>未実施</b></p> <p>・事業化に向けた調査に着手しました（H26）が、具体的な事業検討は行われていません。</p>
<p>②バス網</p>	<p>・区の北西部などの最寄り駅まで15分以内に到達できない地域の交通利便性を向上するため、バス交通の改善を図る</p>	<p><b>取組中</b></p> <p>・区北西部はこどもの国線の通勤化等により、最寄り駅まで15分以内に到達可能なエリアは増加しましたが、まだ達成されていないエリアも残されています。</p> <p>また、達成されたエリアについても、バスのダイヤが少ない、駅まで時間がかかる等、必ずしも利便性の良い状況ではないため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交通サポート事業による支援（奈良北H19～・玉川学園台H20～）</li> <li>・奈良小前バスベイ設置（H24）</li> </ul> <p>等により改善を進めています。</p>

(3) 歩行者・自転車空間のネットワーク化

<p>・誰もが安心して歩ける安全で快適な歩行者空間を整備</p>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・U字溝の暗渠化：現在まで約15kmを整備</li> <li>・根上り対策工事：もえぎ野地区、美しが丘地区等対策を講じてきており、引き続き対策を実施していきます。</li> </ul>
<p>・生活道路について、歩行者の安全を図り、緑豊かでくつろぎある生活道路空間を創造する</p>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしんカラーベルト：スクールゾーン協議会において、全校で1路線以上実施</li> <li>・あんしん歩行エリア：青葉台駅、あざみ野駅周辺（H15～H19）、市が尾駅周辺（H20～H24）等、歩行者の安全の確保に向けた対策を進めていますが、緑やくつろぎのある空間の整備まで進んでいません。</li> </ul> <div data-bbox="1066 360 1382 600" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1098 600 1342 674">もえぎ野小学校通学路のあんしんカラーベルト（青葉区HPより）</p>
<p>・自転車空間の形成を検討</p>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車通行可の歩道に路面標示（桜台公園～榎が丘交差点等）を行いました。今後も引き続き検討していきます。</li> </ul>

(4) 道路・交通機関のバリアフリー化

<p>・移動環境における連続的なバリアフリー化を図る</p>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅周辺のエリアにおいてバリアフリー基本構想の策定に着手しました（H26）。</li> </ul>
<p>・交通機関のバリアフリー化を促進する</p>	<p><b>取組中</b></p> <p>駅等の施設ごとのバリアフリー化が進んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内鉄道駅のバリアフリー化：エレベーターは全駅対応済。トイレは恩田・こどもの国駅以外の全駅対応済。</li> <li>・ノンステップバス：H9～導入（H25年度末全市でのノンステップバス導入率61.3%）</li> </ul>

3. 水と緑の環境づくり

まちづくりの方向性 まとまりある樹林地や農地の保全、鶴見川水系の自然的環境を魅力的な空間にし、うるおいあるまちづくりを進めます。

(1) 緑の拠点

<p>① 樹林地の保全</p>	<p>・様々な緑地保全施策を活用し、保全を進める</p>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区への指定（H18 寺家・H26 恩田東部、恩田町、恩田町九郎治谷、恩田町番匠谷、鉄町富士塚台）</li> <li>・市民の森への指定（新規：(仮称)恩田市民の森、継続：寺家ふるさとの森）等、制度を活用し、まとまりある樹林地の保全が進んでいます。</li> </ul> <p>(仮称) 恩田市民の森 樹林地</p> <div data-bbox="1066 1440 1401 1653" data-label="Image"> </div>
<p>② 農地の保全</p>	<p>農業振興地域内の農用地区域を保全し、農業専用地区などの指定を進める</p>	<p><b>実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北西線用地以外は保全されており、農地の維持・保全がされています。</li> </ul> <p>田奈の水田</p> <div data-bbox="1066 1671 1401 1912" data-label="Image"> </div>

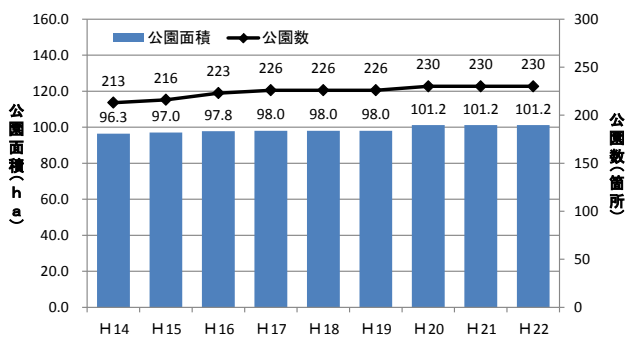
(2) 水と緑の軸

<p>①快適な水辺環境の創出</p>	<p>・川に親しみやすい環境を作り出す</p>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小川アメニティ（寺家ふるさと村、奈良町、熊ヶ谷）の整備</li> <li>・せせらぎ緑道（谷本川）</li> <li>・黒須田川プロムナード</li> <li>・鶴見川流域共通サイン計画（区内 14 基）</li> </ul> <p>等、川の流れを身近に感じられる環境整備が一定程度進んでいますが、区内を流れる河川の総延長の中では、一部にとどまります。</p>  <p>熊ヶ谷小川アメニティ（道路局HPより）</p>
<p>②河川周辺の農地の保全</p>	<p>地域の特産物の生産拠点となる「恵みの里」の整備を推進する</p>	<p><b>実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内初の「恵みの里」が整備（H11 田奈）され、地産地消や農体験の拠点となっています。</li> </ul>

(3) その他の市街化調整区域内の樹林地、農地

<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地については、様々な保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進める</li> <li>・農地については農業振興地域内の農用地区域を保全し、農業専用地区などの指定を進める</li> </ul>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域内の樹林地や農地は、土地利用制限により一定程度の保全がなされていますが、開発許可による土地利用転換により減少傾向にあります。</li> </ul>
--	--

(4) 市街地内の自然的環境

<p>③特色ある公園づくり</p>	<p>・地域の意向を把握しながら公園を整備する</p>	<p><b>取組中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園の数は 213 か所（H14）→230 か所（H22）と増加しています。</li> <li>・小学校区ごとで見ると充足していないエリアもあり偏りはあるものの、区全体では街区公園 232%（小学校区に 2 か所目標）、近隣公園 127%（小学校区に 1 か所目標）の整備率であり、十分充足しています。</li> <li>・各所の公園では区内 193 団体（H26.4 現在）の公園愛護会の方々との連携により、公園の管理や整備がされています。</li> <li>・スポーツのできる公園として、谷本公園の北側エリアの整備については一部着手しました（H26～）。</li> </ul>  <p>都市公園数、面積の推移</p> <table border="1" data-bbox="582 1646 1220 1982"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公園面積 (ha)</th> <th>公園数 (箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14</td><td>96.3</td><td>213</td></tr> <tr><td>H15</td><td>97.0</td><td>216</td></tr> <tr><td>H16</td><td>97.8</td><td>223</td></tr> <tr><td>H17</td><td>98.0</td><td>226</td></tr> <tr><td>H18</td><td>98.0</td><td>226</td></tr> <tr><td>H19</td><td>98.0</td><td>226</td></tr> <tr><td>H20</td><td>101.2</td><td>230</td></tr> <tr><td>H21</td><td>101.2</td><td>230</td></tr> <tr><td>H22</td><td>101.2</td><td>230</td></tr> </tbody> </table>	年度	公園面積 (ha)	公園数 (箇所)	H14	96.3	213	H15	97.0	216	H16	97.8	223	H17	98.0	226	H18	98.0	226	H19	98.0	226	H20	101.2	230	H21	101.2	230	H22	101.2	230
年度	公園面積 (ha)	公園数 (箇所)																														
H14	96.3	213																														
H15	97.0	216																														
H16	97.8	223																														
H17	98.0	226																														
H18	98.0	226																														
H19	98.0	226																														
H20	101.2	230																														
H21	101.2	230																														
H22	101.2	230																														

④ 公共的空間、公共施設、遊水池などの緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹の整備、維持管理</li> <li>・遊水池の有効活用</li> </ul>	<b>取組中</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いぎいき街路樹事業（H21～／実績H21=6路線、H22=7路線、H23=8路線、H24=11路線）</li> <li>・街路樹リニューアル工事（H26 美しが丘地区）</li> <li>・街路樹診断（H24～）</li> <li>・雨水調整池のピオトープ化（松風台雨水調整池等 20 か所・H26）等、街路樹の維持管理や遊水池の有効活用がされています。</li> </ul>
-----------------------	---	---

(5) 緑のネットワーク

恩田元石川線を「緑のネットワーク」として位置づけ、整備する	<b>未実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恩田元石川線の整備が未完成であり、街路樹整備による緑のネットワークの形成に至っていません。</li> </ul>
-------------------------------	---

(6) 水資源の再生

緑地の保全、農地の保全・改修、湧水の保全、雨水浸透施設の設定促進、歩道の透水性舗装などの実施により、水の循環を保ち、自然の水循環の回復を進め、水害、地盤沈下の発生を抑制する	<b>取組中</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路局・環境創造局等による雨水浸透施設の設定促進事業により、市内で合計約 19,500 基（道路局約 3,500 基、環境創造局等約 16,000 基など）設置される等、水の循環を保ち、水害の抑制が進んでいます。</li> </ul>
--	--

(7) 市民活動のネットワークづくり

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが緑を守り育てる活動に参加し、将来にわたって緑の担い手となるような環境づくりを進める</li> <li>・緑に関する情報を提供するとともに、様々な活動団体の交流を支援し、市民活動のネットワークづくりを進める</li> </ul>	<b>取組中</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家と区民の出会いの場・相互交流の場を作ることを目指す「青葉みらい農くらぶ」の活動を支援（H21～25）し、農に関する講座・シンポジウムなどのイベントを通じたネットワークづくりが進められました。</li> </ul>
---	---

**4. 暮らしを支えるまちづくり**

**まちづくりの方向性** 子どもから高齢者までだれもが住み慣れた地域や家庭で安心して豊かに暮らし続けるためのまちづくりを進めます。

(1) 安全、安心なまちづくり


① 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道建築物の不燃化</li> <li>・道路橋や鉄道等の耐震性の向上</li> <li>・ライフラインの耐震化</li> <li>・建築物の耐震化</li> <li>・総合治水対策</li> <li>・崖の崩落防止</li> </ul>	<b>実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送路等にある橋や高速道路・鉄道を跨ぐ橋で指定されている重要橋梁については、耐震化がほぼ完了しています。</li> <li>・区内の旧耐震基準の建築物の割合は 27.5%と横浜市で最も低くなっています。（市全体では 43%）</li> </ul> <table border="1"> <caption>建築物構造別築年数（平成 25 年 9 月時点での経過年数を算出）</caption> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>10年未満</th> <th>10～25年未満</th> <th>25～31年未満</th> <th>31～50年未満</th> <th>50～100年未満</th> <th>100年以上</th> <th>旧耐震基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造</td> <td>14.9%</td> <td>42.8%</td> <td>14.4%</td> <td>27.1%</td> <td>0.7%</td> <td>0.1%</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>9.9%</td> <td>45.0%</td> <td>19.1%</td> <td>25.7%</td> <td>0.2%</td> <td>0.1%</td> <td>26.0%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>13.7%</td> <td>43.3%</td> <td>15.5%</td> <td>26.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.1%</td> <td>27.5%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の治水整備（おおむね5年に1回起こる1時間当たり 50mm降雨量への対応要）は、奈良川の一部を残し、完了しています。</li> <li>・鶴見川流域を特定都市河川浸水被害対策法（H16）による特定都市河川流域に指定。（浸透阻害流域対策：行為の許可必要）</li> <li>・横浜市がけ地防災対策工事助成金</li> </ul>	構造	10年未満	10～25年未満	25～31年未満	31～50年未満	50～100年未満	100年以上	旧耐震基準	木造	14.9%	42.8%	14.4%	27.1%	0.7%	0.1%	27.9%	非木造	9.9%	45.0%	19.1%	25.7%	0.2%	0.1%	26.0%	全体	13.7%	43.3%	15.5%	26.8%	0.6%	0.1%	27.5%
構造	10年未満	10～25年未満	25～31年未満	31～50年未満	50～100年未満	100年以上	旧耐震基準																											
木造	14.9%	42.8%	14.4%	27.1%	0.7%	0.1%	27.9%																											
非木造	9.9%	45.0%	19.1%	25.7%	0.2%	0.1%	26.0%																											
全体	13.7%	43.3%	15.5%	26.8%	0.6%	0.1%	27.5%																											

③地域の防犯まちづくり	・街路灯や防犯灯の設置	<b>実施</b> ・防犯灯維持管理費補助事業により、区内で 18,396 灯（H25）の防犯灯が設置されています。
-------------	-------------	---

(2) 身近な施設づくり

①活動の拠点となる施設	・市民活動支援センター、国際交流ラウンジ、福祉保健活動拠点などの機能強化と各施設の連携を図る。北部方面フォーラム（仮称）をあざみ野に整備する ・コミュニティハウスを中学校区程度に 1 か所整備する ・学校施設の開放を進め、活用を図る ・はまっ子ふれあいスクールは市立小学校全校で実施する ・学校予定地は有効活用する ・自治会町内会館の整備を促進する	<b>取組中</b> ・市民ギャラリーあざみ野が整備されました。 ・コミュニティハウス（中学校区に 1 か所目標、残り 4 か所）や地域ケアプラザ（中学校区に 1 か所目標、残り 1 か所）は順次整備が進んでいます。 ・はまっ子ふれあいスクール・放課後キッズクラブ 何れかを全校で開設しています。（はまっ子ふれあいスクール：30 校 放課後キッズクラブ：1 校） また、学校予定地 13 ヶ所中 12 ヶ所を暫定利用し、開放しています。 ・自治会町内会の半分弱が、自治会館または町内会館を所有しています。
-------------	---	---

(3) 環境と共生するまちづくり

①地域における環境保全対策の推進	・利用しやすい公共交通機関の整備による自家用車利用の抑制	<b>取組中</b> ・あおばエコムーブ事業による青葉区総合庁舎バス停の移設（H19）等、公共施設をより使いやすくする工夫がされました。自家用車の利用分担率は減少しています。 
③地域における地球温暖化対策の推進	公共施設における発電、余熱の供給などの、エネルギーの有効利用に努める	<b>取組中</b> ・太陽光発電システム（区役所）（H17） ・ハイブリッド型ソーラー・省エネ照明灯（区役所敷地内、嶮山小学校）（H17） ・ソーラー・省エネ照明灯（鴨志田団地 20 基、青葉台駅駐輪場 7 基）（H17） ・道路照明灯の LED 化（H26 実績 151 基）が進められました。

(4) 地域情報化の推進

①地域情報化を活用したまちづくり	・広報・広聴、教育、防災など多様な分野における情報技術の活用を促進する ・基礎的データやまちづくりに関する情報の整理、迅速な提供、掲示板などを活用した議論の場の提供などを進める ・身近な施設を地域情報の拠点として整備する	<b>取組中</b> ・情報のオープンデータ化 ・あおばぼそこん横丁（区民との協働事業）の実施等を進めていますが、地域情報拠点の整備や通信基盤の整備には至っていません。
------------------	--	--

■景観づくりの指針

①拠点の景観づくり	たまプラーザ、あざみ野、青葉台各駅周辺で、建築物のデザイン統一、電線類の地中化などを進める	<b>取組中</b> ・美しが丘歩行者専用道路でのデザイン平板ブロックによる再整備（H24～26） ・たまプラーザ駅南側エリアでは地区計画（H14～）やまちづくり協議指針（H14～）による建築物の景観配慮等景観づくりが進められています。
-----------	---	--

③市街地の緑の景観づくり	緑地協定やまちづくり憲章を定めるなどして、各住宅が緑の景観に寄与するよう努める	取組中 ・横浜市緑をつくり育てる条例による緑地協定（H26 時点：39 地区）、都市緑地法による緑地協定（H26 時点：40 件）により、住宅地等における緑化が保たれています。
⑧眺望を考慮した景観づくり	眺望に配慮した住宅地づくりなどを促進する	未実施 ・眺望に配慮するまちづくりは特に行っていません。

## 用語集

### 【ア行】

#### インターロッキングブロック舗装

独特の幾何形状に製造された舗装用コンクリートブロックを、路盤またはアスファルト舗装基盤上に敷設し、ブロックの種類、形状、寸法、敷設パターン、色調および表面テクスチャーを選ぶことにより、耐久性、安全性、快適性および景観性に優れた舗装。近年においては、保水性、透水性、緑化性など環境にも配慮したブロック舗装も行われている。(一般社団法人 日本道路建設業協会ホームページ)

#### インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略。社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基盤のことであり、都市構造の基幹的部分を指す。都市計画においては道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当する。

#### 雨水浸透施設

都市化の進展による雨水流出量の増加、良好な水辺の喪失、局地的大雨の頻発といった水循環系の変化に対し、横浜市では水循環系再生に向け、積極的な雨水浸透機能強化を図ることとしている。雨水浸透施設として代表的なものに、浸透ます、浸透管（浸透トレンチ）のほか、浸透側溝、透水性舗装（浸透性平板も含む。）等がある。（「雨水浸透施設設置基準（2011（平成 23）年 4 月）他」（横浜市環境創造局下水道事業調整課））

#### 雨水貯留タンク

雨水利用に供することを目的として、雨どい

から雨水を貯留するための地上に設置するタンクをいう。（「横浜市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱」（横浜市環境創造局管路保全課））

#### オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がり。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。（三省堂 weblio「造園カタカナ用語辞典」（社団法人日本造園組合連合会））

#### 温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）」、「メタン（CH<sub>4</sub>）」、「一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）」、「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」、「パーフルオロカーボン（PFC）」、「六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）」、「三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）」の7物質が指定されている。（「横浜市環境管理計画（2015（平成 27）年 1 月）」（横浜市環境創造局政策課））

### 【カ行】

#### 環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのある



ものをいう。」としている。(EIC ネット「環境用語集」(一財)環境情報センター)

### 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、一定の基準に該当する場合は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県が急傾斜地崩壊危険区域を指定し、崩壊防止工事を行う。(「急傾斜地崩壊対策事業について」(横浜市建築局建築防災課))

### 狭あい道路

幅員4m未満の道で、一般の用に供されている道路のこと。狭あい道路は、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動にも支障をきたす恐れがあるため、市民の方々と行政が協力し合って拡幅整備することにより、安全で快適な災害に強いまちづくりを進めていくことが重要である。横浜市では、狭あい道路の拡幅整備を進めやすくするため、整備費用の助成を行う「狭あい道路拡幅整備事業」を実施している。(「狭あい道路拡幅整備事業の概要」(横浜市建築局建築防災課))

### 協定緑地

緑の環境をつくり育てる条例第8条に基づく緑地の保存等に関する協定に定める緑地で、自然緑地(土地の造成がなく、樹木と樹木がふれあい、樹冠が閉鎖された空地のない山林)及び造成緑地(造成をする土地で勾配が30度以下の緑地)から成る。(「緑地の保存等に関する協定に係る緑地の基準」(横浜市環境創造局みどりアップ推進課))

### 緊急輸送路

災害応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としている。選定にあたっては、市役所や区役所などの行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮しており、第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路を指定している。(「横浜市防災計画 震災対策編(平成27年2月)」(横浜市総務局危機管理室))

### 景観計画

景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観形成のための方針、建築物の建築等に対する基準(景観形成基準)等を定めている。

### 景観協定

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度。建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができる。

### 建築協定

土地の所有者等の全員の合意によって建築基準法等の「最低限の基準」にさらに一定の制限を加え、互いに守りあっていくことを「約束」し、その「約束」を市長が認可するもの。運営は地区に居住する住民が組織する運営委員会により行われている。

### 源流の森保存地区

「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、市街化調整区域の1,000㎡以上の良好な樹林地を対象に、土地所有者と源流の

森保存契約を結び、樹林地を保全する制度。

### 公園愛護会

横浜市が設置している公園について、地域住民を中心にボランティアで公園の清掃・除草等の日常的な管理を行っている団体。公園の清掃・除草以外にも、花木への水やり、公園利用者へのマナーの呼びかけや、公園の特徴を活かして花壇を作ったり、樹林地の保全に取り組んでいる公園愛護会もある。市では、愛護会費のほか、物品の提供や活動に必要なノウハウの提供を行うなどの支援を実施している。

### 公開空地

横浜市市街地環境設計制度によって設けられる敷地内の歩道や広場のこと。一般の人が通常自由に通行又は利用（占用的利用は除く。）できるものとし、原則として終日一般に開放できるものとする。（「横浜市市街地環境設計制度」（横浜市建築局建築環境課））

### 高速鉄道 3 号線

市営地下鉄ブルーラインの関内～あざみ野間を指す。国の運輸政策審議会答申第 18 号（2000（平成 12）年 1 月 27 日答申）において、あざみ野～新百合ヶ丘の延伸が位置付けられた。

### 高速横浜環状北西線

青葉区の東名高速道路（横浜青葉インターチェンジ・ジャンクション）から、都筑区の第三京浜道路（港北ジャンクション）を結び、延長約 7.1km の自動車専用道路で、平成 33 年度に完成予定。

### 高度地区

建物の高さの最高限度、又は最低限度を

定めるための制度。各用途地域に応じて、第 1 種から第 7 種まであり、建物を建てる時は、建築基準法で定められている制限のほか、この限度内で計画することとなる。

### 子ども 110 番の家

子どもや女性、高齢者等、地域住民が「誘拐や声かけ、ひったくり、ストーカー」など、何らかの犯罪被害に遭い、または、遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その様な人たちを、保護するとともに、警察、学校、家族等へ連絡する措置を行うボランティア活動。（「子ども 110 番の家活動マニュアル」（神奈川県警察本部生活安全総務課））

### コミュニティ

生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団。（「地域コミュニティの現状と問題」（平成 19 年 2 月 7 日）総務省コミュニティ研究会第一回参考資料）

### コミュニティ道路

歩道を設置し、また車道をジグザクにしたり狭くしたりして車のスピードを抑え、歩行者の安全を実現する道路。

### コミュニティビジネス

地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。（経済産業省関東経済産業局ホームページ）

## 【サ行】

### 再生可能エネルギー

永続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。（「横浜市環境管理計画（2015(平成27)年1月）」（横浜市環境創造局政策課））

### 市街化区域

都市計画法（1968（昭和43）年）及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」のうち、既に市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域内には、住居専用地域、商業地域、工業地域などの地域地区（用途地域）が定められることが多い。都道府県は、都市計画区域に無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分を定めることができることとされている（都市計画法第7条）。（独立行政法人環境保全再生機構ホームページ「環境用語集」）

### 市街化調整区域

都市計画法（1968（昭和43）年）及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」のうち、市街化を抑制すべき区域。したがって、市街化拡大の恐れのない開発が特例として認められる以外、原則として開発は認められない。また、区画形質の変更を伴わないような建築行為も都道府県知事等の許可が必要とさ

れている（都市計画法第7条）。（独立行政法人環境保全再生機構ホームページ「環境用語集」）

### 自家用車送迎用降車エリア

青葉区では、平成8～10年度に、渋滞緩和を目的として、地元関係者等の参加による「青葉台駅バス対策検討委員会」を設置し、討議を重ね、その結果、平成12年度から、環状4号線をはさんだ東西の測道を赤く塗り、自家用車送迎用降車エリアを設けている。

### 寺家ふるさと村

良好な田園景観を有する農業振興地域・農用地区域の景観保全と地域の活性化を目的に指定された「横浜ふるさと村」のひとつ。生産基盤整備や研修施設などの設置、樹木の保全・活用など、市民が自然と農業に親しむ場として整備している。青葉区の北西部（寺家町）に位置し、総合案内を行う「四季の家」、寺家ふるさと村体験農業振興組合員による、なし園・体験温室やゴルフのショートコース・テニスコート等の施設がある。

### 市民の森

「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、おおむね2ha以上の樹林地を中心とした一定の区域を対象に、土地所有者と市民の森契約を結び、市が広場、散策路などの簡易な整備を行い、市民に憩いの場を提供する制度。

### 集約型都市構造

人口減少・超高齢社会の到来、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約などの都市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じ、

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市の構造。これにより、にぎわいがあり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し、環境負荷低減型の都市活動、効率的かつ効果的な都市整備を実現することを目標とする。（「2007（平成 19）年度版国土交通白書」（国土交通省））

### 循環型社会

雨水の地中涵養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会を目標している。（「横浜市環境管理計画（2015（平成 27）年 1 月）」（横浜市環境創造局政策課））

### 情報リテラシー

情報化社会でコンピューターなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。（三省堂「大辞林第三版」）

### すず風舗装

ヒートアイランド現象を緩和する効果のある道路の舗装の方法。横浜市では、「保水性舗装」と「遮熱性舗装」の2種類を行っている。（「横浜市環境管理計画（2015（平成 27）年 1 月）」（横浜市環境創造局政策課））

### スプロール

Sprawl。都市が急速に発展し、周辺へ無秩序に市街地が広がる現象をいう。道路、上下水道、電話その他の都市施設が整備されず、市街地化が進むため都市問題を激化

させることになる。（朝日新聞社 kotobank「世界大百科事典第 2 版」（平凡社））

### 3R

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語である。

①廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、②資源や製品の再使用（Reuse：リユース）、③再生利用（Recycle：リサイクル）の順で、リサイクルよりもリデュースを優先する。3Rに、不要なものをもらわない・買わない（Refuse：リフューズ）、修理して使う（Repair：リペア）を加えて4Rや5Rと呼ぶこともある。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢（スリム）プラン～（2011（平成 23）年 1 月）」（横浜市資源循環局資源政策課））

### 生産年齢人口

人口統計で、生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。生産年齢人口以外の人口は従属人口という。日本の生産年齢人口は 1990 年代をピークに減少している。（小学館 デジタル大辞泉）

### 生物多様性

生物の間に見られる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる三つのレベルの多様性により捉えられる。（「横浜市水と緑の基本計画（2007（平成 19）年 1 月）」（横浜市環境創造局政策課））

### セットバック

敷地前面の道路が建築基準法第 42 条第

2項の規定によって、建築基準法上の道路とみなされる、幅4m未満の狭い道（二項道路）の場合、道路の中心線から2mの線まで道路の境界線を後退させること。その部分は道路とみなされる。壁面後退。（小学館 デジタル大辞泉）

## ソーシャルビジネス

Social business。環境や貧困問題など様々な社会的課題に向き合い、ビジネスを通じて解決していこうとする活動の総称。「ソーシャルビジネス研究会報告書（2008（平成20）年4月）」（経済産業省）によると、ソーシャルビジネスの捉え方として、①現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること、②ミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと、③新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出することとしている。（「ソーシャル・ポート・ヨコハマ」（横浜市経済局経営・創業支援課））

## 【タ行】

### 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、及び多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川管理を行うこと。（「横浜市水と緑の基本計画」2007年（平成19）年1月）（横浜市環境創造局政策課）

### 地域交通サポート事業

坂道が多い横浜では、既存バス路線がな

い地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られる。このような地域の主体的な取組がスムーズに進むように、運行に至るまでの事業の立上げに対して支援を行う事業であり、通院、買い物、通勤、通学等様々な目的の方が一緒に乗りあって移動できる公共交通の実現を目指すもの。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。（「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（横浜市健康福祉局高齢健康福祉課））

### 地域防災拠点

震災時の避難場所となる地域防災拠点（市内の小・中学校）は、自治会・町内会が中心となって組織する運営委員会が、「震災時避難場所（避難所での避難生活）」と「被災地域の防災本部」の2つの機能を持ち合わせた拠点を運営する場所。（「地域防災拠点訓練マニュアル（平成24年4月）」（横浜市総務局緊急対策課））

### 地域まちづくりプラン

地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組について、地域まちづくり組織（地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。）が地域住民などの理解や指示を得ながらとりまとめた計画を、市長が認定する制度。地域まちづくりプランに基づき、地域まちづくり組織は、市と連携して事業推進を図っていくなど、プランの実現へ向けた取組を行

っていくことができる。

### 地域まちづくりルール

建物や土地利用について、地域まちづくり組織（地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。）が地域住民などの理解や指示を得ながら、自主的に定めたルールを、市長が認定する制度。認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築などを行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織としが連携して建築行為などを誘導している。

### 地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定めるもの。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、条例（地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例）に定めている。（「地域まちづくりの推進」（横浜市都市整備局地域まちづくり課））

### 超高齢社会

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。日本が超高齢社会となるのは時間の問題といわれている。また、65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。（三省堂 weblio「介護用語集」（あったかタウン））

### 透水性舗装

雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装。水をそのまま地下に浸透させるため、設計許容量を超えた豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止、植生や地中生態の改善、地下水の涵養などの効果がある。（「横浜市環境管理計画（2015（平成27）年1月）」（横浜市環境創造局政策課））

### 道路交通センサス

正式名称は全国道路・街路交通情勢調査。道路が現在どのように使われているか、道路整備の状況はどのようになっているか等について全国規模で調査することにより、将来における道路交通計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として、おおむね5年ごとに全国一斉に実施している調査。調査内容は、2種類あり、自動車がどこからどこへ移動しているのかを調べる「OD調査」と、道路の交通状況や施設状況を把握する「一般交通量調査」を行っている。

### 特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、風致景観に優れ住民の健全な生活環境を確保するため必要であるなどの指定要件を満たす、おおむね1,000㎡以上の一団の良好な自然的環境を形成する緑地を指定し、都市計画により永続的に保全する制度。

### 土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を

道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。（「市街地整備手法の紹介」（国土交通ホームページ））

## 【ナ行】

### 荷捌きスペース

やむを得ず路上で荷捌きを行う貨物車の整序化を図り、走行車線への影響を緩和するため、歩道側に設置した停車区画。（「総合駐車対策マニュアル」平成19年1月（東京都都市整備局））

青葉区では、青葉台駅周辺の環状4号線で、来街者や荷捌き車両の駐停車などにより、バスの定時運行に支障がでる等、安全でスムーズな通行ができない状態が続いていたため、この対策として、平成19年2月に駅周辺の4箇所（駅の南北2箇所×道路両側）に、歩道の一部を切り込んだ「荷さばきスペース」をモデル的に設置した。

### 二次林

自然林（一次林）が伐採、山火事などによって失われた後、自然に又は人為的に再生した林。（「生物多様性横浜行動計画（2011（平成23）年4月）」（横浜市環境創造局政策課））

### 熱帯夜

夜間の最低気温が25℃以上の日のことである。（「横浜市環境管理計画（2015（平成27）年1月）」（横浜市環境創造局政策課））

### 農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する地域。（「横浜市水と緑の基本計画（2007（平成19）年1

月）」（横浜市環境創造局政策課））

### 農業専用地区

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市独自の制度として市長が指定した地区。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積10ha以上の地区を指定。（「横浜市水と緑の基本計画（2007（平成19）年1月）」（横浜市環境創造局政策課））

## 【ハ行】

### バスベイ

バスの停車所又はバス停車帯。バスの乗降客のために、本線車道から分離し、停車のために専用にする地帯。

### ハマロード・サポーター

市民や地元企業などからなる自主的に構成されたボランティア団体が、身近な道路の清掃・美化活動を継続的に行う制度で、道路管理者である横浜市は、清掃に必要な用具の提供、保険の加入、ごみ等の廃棄物処分などボランティア活動の支援を行う。

### バリアフリー化

高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること（歩道の段差解消など）をいう。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。（「横浜都市交通計画（2008（平成20）年3月）」（横浜市都市整備局都市交通課））

## バリアフリー新法

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充し平成18年6月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。従来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場、都市公園にもバリアフリー基準（移動円滑化基準）への適合が求められるなど、バリアフリー化が促進されるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者・障害者などが利用する施設が集中する地区において、面的なバリアフリー化が進められる。さらに、住民参加などのソフト面での施策の充実も図られる。（「バリアフリー新法の解説」(国土交通省、警察庁、総務省)）

## ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。（「横浜市水と緑の基本計画(2007(平成19)年1月)」(横浜市環境創造局政策課)）

## 風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区をいいます。指定に当たっては、良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。（「風致地区の手引き」(横浜市建築局建築環境課)）

## 防災ライセンスリーダー

いざ災害という時のために、地域防災拠

点に備えている防災資機材の取扱方法を市民の皆様に身につけていただき、その技術の習得に対して横浜市から「横浜防災ライセンス証」を交付された人。（「横浜防災ライセンス講習募集要領」(横浜市総務局危機管理課)）

## 【マ行】

### まちづくり憲章

まちづくりのための行動目標を示したものの。（「市民憲章とまちづくり」三輪真之 著）

### 緑の10大拠点

横浜みどりアップ計画では、市内におけるまとまった緑として、河川の源流域には「緑の七大拠点」が、また、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」が三箇所あり、これらを合わせて緑の10大拠点として位置付けている。（「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）(2009(平成21)年4月)」(横浜市環境創造局政策課)）

### 恵みの里

市民と“農”とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農業と農地を残して、農のあるまちづくりを進めるための、横浜市の農業振興施策。青葉区では平成11年に田奈恵みの里が指定されている。

## 【ヤ行】

### ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイヌスが提唱した。UD。（小学館 デジタル大辞泉）



## 容積率

〔建築物の延べ床面積〕+〔敷地面積〕で表される割合のこと。建築基準法では、環境保持の面から用途地域並びに前面道路の幅員に応じて容積率を制限している。(朝日新聞社 kotobank「不動産用語辞典の解説」(不動産売買サイト【住友不動産販売】))

## 用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行うことを目的として指定する地域地区の一つ。住居系(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域)、商業系(近隣商業地域、商業地域)、工業系(準工業地域、工業地域、工業専用地域)の12種類がある。(朝日新聞社 kotobank「デジタル大辞泉」(小学館))

## 横浜市基本構想(長期ビジョン)

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市が人口減少時代に突入する21世紀最初の四半世紀(おおむね2025(平成37)年頃、現在から約20年間)を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。横浜市の行政計画は、全てこの長期ビジョンの理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置づけられる指針となる。「地方自治法」に規定される、その地域における総合的かつ計画的な行政を運営するための基本構想に位

置付けられるものであり、横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。(「横浜市基本構想(長期ビジョン)2006(平成18)年6月23日」(横浜市政策局政策課))

## 横浜市市街地環境設計制度

敷地内に歩道や広場(公開空地)を設けるなど、総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さや容積率を緩和することで、良好な市街地環境の形成を誘導する制度。1973(昭和48)年に制度を導入して以来、これまでに制度を活用した約500件の建築計画は、それぞれの立地特性に応じた地域のまちづくりに貢献してきた。(「横浜市市街地環境設計制度」(横浜市建築局建築環境課))

## 横浜市住生活基本計画

横浜市住宅政策審議会答申(平成23年12月)及び住生活基本法(平成18年制定)の趣旨を踏まえ、「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を上位計画とする、住まい・住環境についての基本的な方向性を示した住宅部門の基本計画。(「横浜市住生活基本計画(平成24年3月)」(横浜市建築局住宅政策課))

## 横浜市地域まちづくり推進条例

市民と市が協働して行う地域まちづくりの理念や市民と横浜市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関して、組織づくり、プランやルールづくりなどの市民参画の方法・手続や、市民主体のまちづくり活動への支援策といった基本的な事項を定めた条例。(「横浜市地域まちづくり推進条例(2005(平成17)年2

月 25 日公布、2005（平成 17）年 10 月 1 日施行）」（横浜市都市整備局地域まちづくり課）

### 横浜市福祉のまちづくり条例

横浜に関わる全ての人々が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたもので、障害理解、思いやりの醸成などのソフトの取組と、誰もが安心して利用できる施設の整備というハードの取組の両輪で推進することを基本としている。（「施設整備マニュアル（建築物）（2013（平成 25）年 10 月）」（横浜市健康福祉局福祉保健課・建築局建築情報課）

### 横浜市水と緑の基本計画

水・緑環境の保全と創造に向けた総合的な施策展開を図るとともに、横浜市基本構想（長期ビジョン）を踏まえて「横浜らしい水・緑環境の実現」を目指す計画。（「横浜市水と緑の基本計画（2006（平成 18）年 12 月）」（横浜市環境創造局政策課）

### 横浜都市交通計画

横浜のおおむね 20 年先を見据えて、交通政策全般にわたる政策目標などを示すことにより、市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体がこの目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すもの。（「横浜都市交通計画（2008（平成 20）年 3 月）」（横浜市都市整備局都市交通課）

## 【ラ行】

### ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事

（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。（「横浜市住生活基本計画（2012（平成 24）年 3 月）」（横浜市建築局住宅政策課）

### ライフライン

Lifeline。人間の生活を支える施設あるいは設備。電気、ガス、上水道等の供給施設。広くは地域冷暖房、上水道の供給施設、廃棄物処理施設、電信・電話等の情報通信施設及び道路、鉄道、水路等の交通運輸施設も含まれる。

### リデュース

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語である「3R」のひとつ。①廃棄物の発生抑制（Reduce:リデュース）、②資源や製品の再使用（Reuse:リユース）、③再生利用（Recycle :リサイクル）の順で、リサイクルよりもリデュースを優先する。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢（スリム）プラン～」）（2011（平成 23）年 1 月）」（横浜市資源循環局資源政策課）

### 緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、横浜市に認可申請するもの。

### 緑地保存地区

「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、市街化区域の 500 m<sup>2</sup>以上の身近な樹林地を対象に、土地所有者と緑地保存契約

を結び、樹林地を保全する制度。

## 緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市では、航空写真から 300m<sup>2</sup> 以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

## 【アルファベット】

### ITインフラ（情報インフラ）

情報通信基盤。光ファイバー網などのブロードバンドネットワークやインターネット環境のこと。最近は IT (Information Technology) と通信 (Communication) から ICT (Information Communication Technology) といわれるようになった。国の政策も ICT インフラの整備から ICT の利活用に主眼がおかれるようになっていく。

## LED

light emitting diode (発光ダイオード)。電流を流すと光を発する半導体素子。電気信号を光信号に変える機能がある。高輝度で電球に比べて発光量あたりの消費電力も少ない。発光色は、赤やオレンジ、緑などの他、青色発光の LED も登場している。振動にも強く、寿命も長いので屋外の装飾用サインなどに利用されている。(朝日新聞社 kotobank「ASCII.jp デジタル用語辞典」)

## NPO

Nonprofit Organization。営利を目的としない活動のできる市民団体を指し、民間非営利組織などと訳される。1998 (平成 10) 年 3 月に「特定非営利活動促進法 (NPO 法)」が成立し、まちづくりの推進等 17 分野の活動に該当する活動を行い、

同法の要件を満たす団体は、特定非営利活動法人として法人格を取得できるようになった。(「横浜市住生活基本計画 (2012 (平成 24) 年 3 月)」(横浜市建築局住宅政策課))

## Wi-Fi

Wireless Fidelity。無線 LAN 機能を持つ情報機器について、その相互接続性を保証するブランド。無線 LAN の業界団体、Wi-Fi アライアンスが認定する商標名。(三省堂 weblio「大辞林」)

【参考資料】改定の中間案作成に当たり、市民の皆さまからいただいた主なご意見

●ご意見の提出元

- 1：区民会議提案
- 2：横浜青葉まちづくりフォーラム提案
- 3：説明会
- 4：電子申請
- 5：広聴DB
- 6：区民意識調査
- 7：区民会議 1,000人アンケート

提出元	区民意見
1	家庭的保育事業へのNPO参入支援
1	入所待ち児童数の多い地域への保育所の新設
1	一時保育と一時預かりの現況分析に基づいた充実化
1	親子で遊び、学べる公共施設の整備
1	就学児童が放課後・休日に利用できる「児童館」的施設の整備
1	公共交通網の充実（バスを利用しやすく）
1	駅前への住み替えができる仕組みづくり
1	地域コミュニティを生み出すための公園の多目的利用推進（「公園を考える会」の創設）
1	生活を支え合う仕組みの構築
1	住居世代循環を進める仕組みづくり
1	子育てにいつでも使える施設の整備
1	区民のニーズに合った医療情報の提供
1	医療情報の発信だけでなく、流通する仕組みづくり
1	区民が医療について学べる場の整備
1	無電中化による街並み美化と災害対策
1	災害被害縮小のためのウェブやエリアメールを利用した速報性の高い情報提供整備
1	災害対応組織（市民、企業、大学など）と自治会の連携
1	建築物や構造物の耐震化・不燃化の推進
1	ライフライン耐震化の推進
1	市街地の緑を守るための緑視率指標の導入
1	街路樹保全事業の拡大
1	みどりアップ計画の様々な手法による周知・広報
1	調整区域内の開発事業者への緑地補完の義務化
1	調整区域内への用途地域指定による景観確保
1	調整区域の開発における緑化以外の景観確保

1	市が尾駅から寺家ふるさと村までの鶴見川沿いの、安心して歩ける散策路整備（サイクリングコースとは異なる）
1	谷本公園と鶴見川の親水護岸の一体整備
1	恩田川と奈良川の合流部の憩いの場整備推進
1	駅周辺と地域で求められているものをバランスよく分散し、「生活に便利なまちづくり」、歩いて生活に便利なまちを目指す（コンパクトシティは希望していない）
1	「水と緑の環境を維持・発展させるまちづくり」を続ける
1	地域で活用されやすいバス路線経路の検討
1	ユニバーサルデザインの考え方の導入
1	「元気な高齢者」が主人公として活躍できるまちを目指す
2	総合区を目指す
2	あざみ野・たまプラーザ駅、青葉台駅をそれぞれ市民の集うまちの中心として育てる
2	若い層を受け入れるための多様なタイプの住宅供給の支援
2	アートフォーラムの現代アートセンターへの衣替え
2	男女共同参画センターの区役所への移転
2	まちなかアートの展開
2	区役所の市民サービスの一部をあざみ野駅前及び青葉台駅前に移転
2	青葉台駅周辺にパブリック・スペースを整備
2	横浜環状北西線の整備後に総合スポーツ広場として整備
2	田奈の市民活動支援センターを区役所等に移設し、ワンストップサービス市民活動支援センターを整備
2	起業支援施設を整備し、ITサービス等の産業集積を図る
2	空き教室、未利用公益用地等の有効活用のための地域ファシリティ・マネジメントの仕組みを導入
2	頻度の高いバス路線を「バスコリドー」と位置づけ、バス停や歩行空間を整備
2	バス間・バス鉄道間の乗り換え運賃割引
2	バスコリドー上へのバスの駅の整備と、周辺への交流の場（SOHO、近隣商業、保育所、訪問医療・介護ステーション、デイケアセンター等）が立地できるような規制緩和（近隣商業地域）

2	UR団地の再生
2	若い層を受け入れるための多様なタイプのコンセプト住宅の供給
2	カフェ、SOHO、近隣商業、保育所などの子育て支援施設、地域包括ケアシステムに対応した訪問医療・介護ステーション、デイケアセンター等の導入
2	多世代交流拠点の整備
2	保全すべき市街化調整区域の明確化
2	市街化調整区域内を緑地保全地区、農地保全地区、集落保全地区、レクリエーション地区として土地利用を明確化
2	里山景観を保全する
2	緑地の多面的機能を保全・育成する
2	地域包括ケアシステムに対応した、歩いて暮らしやすい日常生活圏づくり
2	訪問医療・介護ステーション、デイケアセンター、コミュニティカフェ、食料品店、配食センター等を鉄道の駅・バスの駅周辺に立地誘導
2	散歩道、サイクリングロード、市民農園、小公園や学校開放による運動場利用等を組み合わせた、高齢者が健康で暮らしやすい日常生活圏づくり
2	健康で暮らしやすい日常生活圏をバリアフリー基本構想に結び付ける
2	保育施設を、日常生活圏内の鉄道の駅・バスの駅周辺に立地誘導
2	多様な人的・物的地域資源が活用される地域での子育て環境づくりを目指す
2	専門施設に限らず子育ての一端を担う様々な施設が連携する支援ネットワークの創設
3	行政だけでなく民間の力を使う等、計画するときから（区プラン実現の）割振りを考えておくこと実施までスムーズに行くと思うので、是非配慮してほしい。
3	この10年で、行政と区民がどうやってきたのか、これからどうしていくのか、評価する必要があるのではないかと
3	青葉区では地域包括ケアシステムあおばモデルも稼働してきている中で、（区プランには）動くサービスが全く抜けている。ここに書けないのであれば、これにつなげる形で何か別に作る等してほしい。
3	周辺に残る緑地や農地に魅力を感じているので、それを今後も保全してほしい
3	意見を申さない周縁地区の住民にとって考えてほしい
3	コンパクトシティは区民の支持が得ら

	れないと思う
3	健康維持のために、車を気にしないで歩ける遊歩道、サイクリングコースをつくるというようなことをきちっとやってほしい
3	バス乗り場の拡充
3	行政機関出張所の設置
3	貴重な緑地・農地を保護・保全
3	区民、特に周辺住民の活用に資するよう、公園の整備、緑地の開放
3	市・区営の文化スポーツ施設等の分散設置を図る
3	駅周辺と周辺地域を有機的に結ぶ必要がある
3	周辺地区の施設には、現行病院のような巡回バスが必要
3	隣接する東京・川崎とのバスの連携を図ってほしい
3	増えているシニア世代にも、増えてほしい若い人達にも、住みやすい、住み続けたい街づくりを目指してほしいと思う
3	緑のネットワークづくり
3	電線地中化の推進
3	まちづくり指針での進捗を数値化
3	スポーツ施設の充実（利用法も含め）
3	区民とどのように協働したかのアセスメントは重要
3	地域の「お祭」をコミュニティづくりの一つのように継続・規模拡張して、地域の特長を出す
3	全体の進め方に関して、出前講座を考えたらいかがか
3	縦割りでなく、密に連携を取って、計画を進めるとともに、どちらを重視するのかしっかりと意見をまとめてください
3	ハイキング、散歩、サイクリング等を安心して出来るように進めてほしい
3	介護・保健計画との調整をしっかりとやってほしい
3	青葉区は国道246号線で分断されており、横切る道路は駅近辺中心で、駅周辺の混雑を増加させている。市役所や郵便局等へ行き来する場合に別の道路を作してほしい。
4	青葉区の生物多様性保全施策を積極的に講じるよう要望します。奈良川源流域及び周辺の里地・里山の保全を青葉区として明確に打ち出されることを希望します。
4	当会では環境省の「モニタリングサイト1000 里地調査」に参加し、奈良川源流域の植物相、鳥類及びホタル類の

	調査を5年以上行っており、そのデータを青葉区の生物多様性のデータとして是非活用していただきたいと要望します。
5	マンション等高層建築物を抑制してほしい
5	住宅地内道路の自動車速度抑制
5	駅周辺の自転車駐車場増設
5	バイクの駐車場整備
5	こどもの国線の延伸
5	高速鉄道3号線の延伸促進
5	バスルートの延長・新設
5	歩道の改修・拡幅・整備
5	自転車の速度抑制、歩道通行対策
5	バスターミナルのバリアフリー化
5	電気自動車充電スタンドの増設
5	里山、田園風景を守る
5	水辺を利用しやすい河川整備
5	生態系に配慮した河川整備
5	住宅建設時の緑化推奨
5	希少種をはじめとする生態系の保全
5	高齢者向け賃貸住宅を増やしてほしい
5	学校予定地の有効利用
5	コミュニティハウス等地域交流施設の増設
5	スポーツ施設を増やしてほしい
5	図書館を増やしてほしい
5	一時避難場所となる公園等に自然エネルギーの発電・蓄電設備
5	街路灯・防犯灯の増設、照度を高く
5	遺跡等歴史資産の説明板の充実
6	田園都市線の各駅付近の活性化
6	駅周辺の生活道路の混雑緩和
6	駅周辺以外の道路等の整備
6	自転車専用レーンの整備
6	照り返しの少ない舗装
6	公共交通機関利用促進
6	放置自転車対策
6	住宅建設時の緑化推奨
6	身近な緑を増やしてほしい
6	緑化運動の推進
6	区民農園を増やす
6	住宅地にスーパー・コンビニ等がほしい
6	学校予定地の有効利用
6	老人福祉施設の増設
6	子育て支援施設の増設
6	温暖化対策に積極的に取り組んでほしい
6	広域避難所の確保を含めたまちづくり
6	親水公園など身近な自然の楽しめる公園がほしい
6	美術館、音楽堂の整備

6	民間との協働事業促進
6	駅周辺の景観の向上
6	電線地中化の促進
7	高層ビルが都心に近いのに少な目。緑が多いのが良い。
7	駅周辺の再開発。小さな駅には小さな駅の魅力を。青葉区の良いイメージを残しておしゃれな洗練された街に。
7	のどかな風景と生活に必要な施設が混在するまち
7	高齢化（街・住民）が目立つので、高齢者が歩きやすい街であってほしい
7	子どもとの移動にはバスの便数が少なくすごく不便
7	歩行者がとにかく最優先される町。今は車が我が物顔で走ることが許されていると感じる（含む自転車）
7	コミュニティバスがほしい
7	歩道の整備
7	自転車の乗り方が危ない
7	駅前を広くしバスで混雑する事を減らしてほしい
7	小さな公園は多いと思うが、大きなゆったりとした公園でみんながくつろげるような公園があれば…
7	田や畑は残してほしい
7	街路樹が多いのは美しいが、見通しが悪く運転していて確認しづらいと思うことがある
7	緑をうまく生かした町づくりをしてほしい
7	太陽光発電を推進する独自のプラン（屋根貸し）
7	将来の高齢者を支えられる街にするためにも、待機児童をなくして、学童保育も充実させ、若い世帯が住みやすい街にすることが大事
7	安心して子供を育てられる町になってほしい
7	子育て世代の母親が出来る仕事を増やしてほしい
7	高齢者や障害のある人が安心して生活できる町
7	全国的に気象が激変しており、過去の防災対策では防げなくなっている。ゲリラ豪雨等を踏まえて検討してほしい。
7	犯罪が少なく安全な街づくり
7	地域住民の交流の機会をいろいろ作ってほしい
7	いろんな世代の方々と交流していきたい
7	歩いていける範囲に住民が自由に集え

	る場があるとよい
7	寄り集まりの町から中心になる文化、伝統が生まれ、育つ町になってほしい
7	多様な人たちが活動（ボランティア、市民事業）を起こしている
7	図書館など市民が活用できる公共施設がとても少ないと感じる
7	青葉区で育った子供たちが、家庭を持った時に戻ってきて青葉区に住み続けたいと思えるまちづくりを期待
7	公園や無料休憩所など、積極的に外出できる環境があれば良い
7	スポーツをしているが施設が十分ではない